



昭和町環境基本計画

「快適で住み心地の良いまち 昭和町」

平成 30 年 3 月（令和 5 年 3 月改定）

山梨県 昭 和 町

平成 30 年度～令和 9 年度

はじめに

昭和町は、甲府盆地の中央に位置し、豊かな水資源に恵まれ、快適で利便性の高い都市機能を備えた田園都市として発展してきました。

本町では、これまで先人の皆さまから受け継いだ豊かでかけがえのない自然に恵まれた環境を保全することや地域の実情を活かすことで、未来への魅力あふれるまちづくりに取り組んでおり、平成 29 年に町民の皆さまの健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とした「昭和町環境基本条例」を制定して以降、「昭和町環境基本計画」の策定や様々な環境施策の推進により、「自然と調和した美しいまちづくり」と「快適で住み心地の良いまち」の実現に向け、環境保全対策の充実を図ってまいりました。

「昭和町環境基本計画」の策定から 5 年が経過しましたが、現代社会における経済の発展や技術革新により、私たちの生活が便利で快適なものとなった一方で、多くの資源やエネルギーが消費され、それに伴い大量の廃棄物が環境に多大な負荷を与え続けています。さらに、地球温暖化による気候変動をはじめ、プラスチックごみによる海洋汚染や大気汚染などの地球環境を脅かす問題に加え、食品ロスなどの課題もあり、私たちは国際社会の一員として、これらの環境問題への理解と解決へ向けた取り組みを進めることは必要不可欠であります。

そこで、町民、事業者、行政においては、それぞれの役割を果たしつつ、さらに連携・協働しながら環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けた環境施策の推進を図ることにより、美しく良好な環境の保全と創造に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたりまして、ご尽力をいただきました昭和町環境審議会委員の皆さま、貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。



令和 5 年 3 月

昭和町長 塩澤 浩

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画見直しの趣旨・目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象	4
(1) 地域	4
(2) 計画の対象とする環境分野	4
4. 計画期間	4
第2章 昭和町の現況	5
1. 位置・地象	5
2. 土地利用の状況	6
3. 気象	8
4. 人口・世帯	10
5. 住宅	11
6. 産業	12
7. 交通	15
(1) 道路・鉄道	15
(2) 自動車保有台数	16
8. 公共施設等	17
第3章 昭和町の環境－現状と課題	18
1. 自然環境	18
(1) 動植物	18
(2) 公園・緑地	18
2. 生活環境	20
(1) 大気	20
(2) 水質	20
(3) 地下水	24
(4) 公害等に対する苦情	25
3. 循環型社会への対応	26
(1) 一般廃棄物	26
(2) ごみの不法投棄	27
(3) 災害ごみ対策	27

4. 低炭素社会への対応	28
(1) 町の取り組み	28
(2) 再生可能エネルギーの導入	28
(3) 一般家庭に対する助成措置	30
第4章 町内の主要事業者・団体のヒアリング調査	31
1. 主要事業者	31
2. 市民団体	33
第5章 計画の進捗状況	35
1. 具体的な取り組みの実施状況	35
○基本方針1：自然環境の保全・緑化の推進	35
○基本方針2：公害等のない快適な生活環境の構築	35
○基本方針3：循環型社会の構築	35
○基本方針4：地球環境の保全・温暖化の防止	36
○基本方針5：環境教育・環境活動の推進	36
2. 目標（各種指標）の状況	36
○基本方針1：自然環境の保全・緑化の推進	36
○基本方針2：公害等のない快適な生活環境の構築	37
○基本方針3：循環型社会の構築	37
○基本方針4：地球環境の保全・温暖化の防止	38
○基本方針5：環境教育・環境活動の推進	39
第6章 計画の基本目標	40
1. 目指すべき環境像	40
2. 基本目標	40
3. 施策の体系	40
第7章 施策の推進	42
基本方針1 自然環境の保全・緑化の推進	42
基本方針2 公害等のない快適な生活環境の構築	45
基本方針3 循環型社会の構築	50
基本方針4 地球環境の保全・温暖化の防止	55
基本方針5 環境教育・環境活動の推進	59
第8章 計画の推進	63

1. 計画の推進体制	63
(1) 昭和町環境審議会	63
(2) 庁内検討会議（課長会議）	63
(3) 事務局（環境経済課）	63
(4) 環境会議など	63
2. 進行管理	64
3. 計画の周知、評価・点検結果の公表	65

資料	67
----------	----

第1章 計画の基本的事項

1. 計画見直しの趣旨・目的

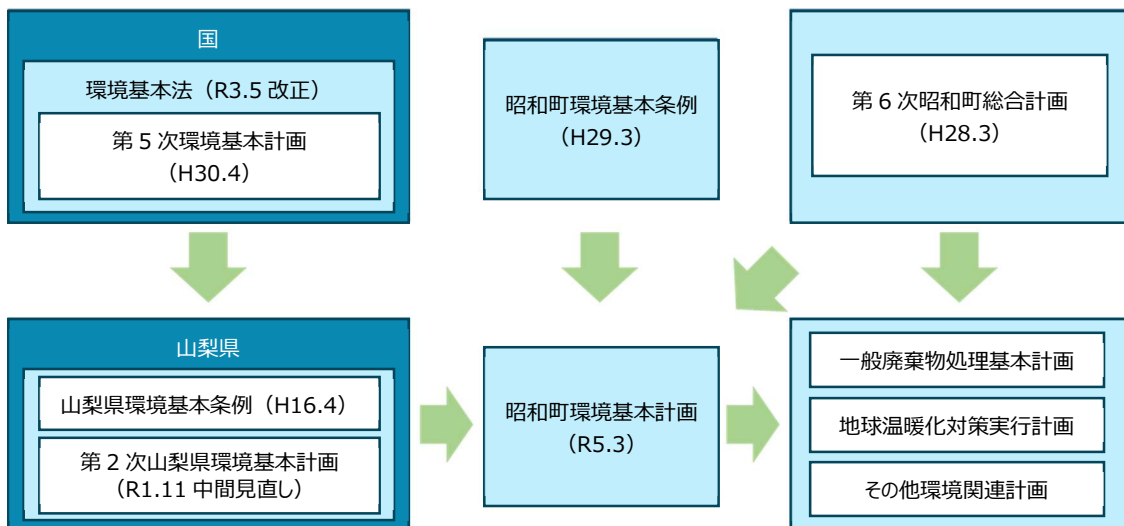
本町は、甲府盆地の中央に位置し、豊かな水資源に恵まれ、快適で利便性の高い都市機能を備えた田園都市として発展してきました。

近年、私たちは地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害等の頻繁化・激甚化、海洋プラスチックごみ問題など地球規模の環境問題に直面しています。このような状況のもと、国際的にはSDGs（持続可能な開発目標）の取組が進められており、国の環境施策においても、環境・経済・社会の統合的向上を目指すとされています。

本町では、平成30年3月に昭和町環境基本計画を策定し、環境の保全のための施策を、総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、令和4年度は、本計画の中間年度に当たることから、昨今の情勢等を踏まえ、本町のこれまでの取り組みを考慮し、改定をすることとしました。

2. 計画の位置づけ

本基本計画は、国及び県の環境基本計画と整合をとるとともに、町政の基本方針である「第6次昭和町総合計画」（平成28年3月）に示される将来像について、環境の面から実現を図るものであり、本町の環境行政の最上位計画として位置づけます。





持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディージーズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの持続可能な開発目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

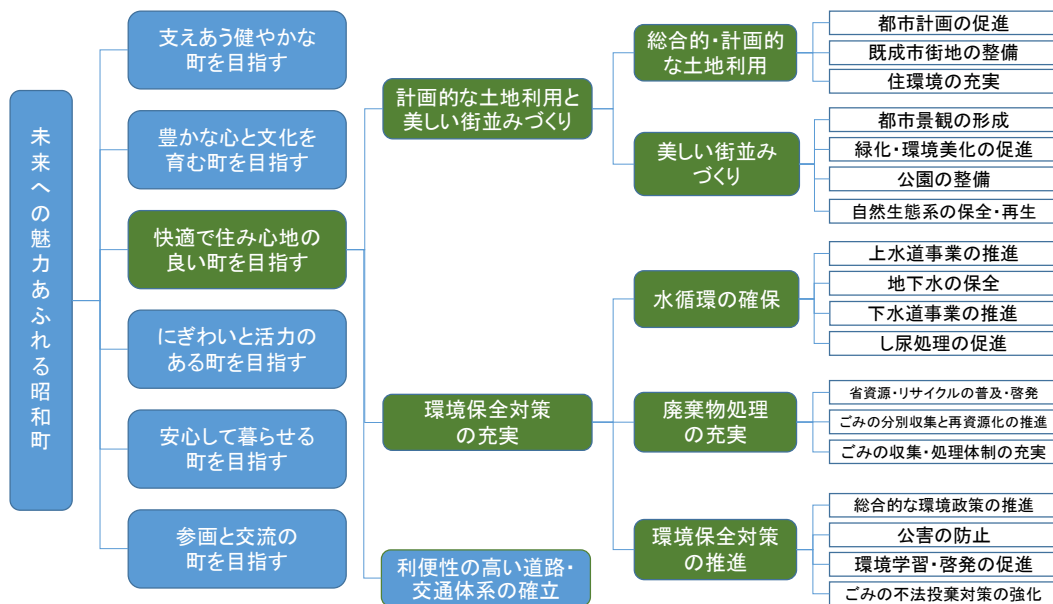
本計画の施策の方向性においてもSDGsを考慮し、持続可能な社会の実現のために努力します。

昭和町環境基本条例抜粋

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを楽しむとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然との共生が実現されるよう、自然環境に配慮しながら行わなければならない。
- 3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、町、町民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働のもと、自主的かつ積極的な行動により行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、全ての者がこれを自らの課題としてとらえ、全ての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

第6次昭和町総合計画 「環境施策の体系」



3. 計画の対象

(1) 地域

環境施策を実施する範囲は、昭和町全域とします。

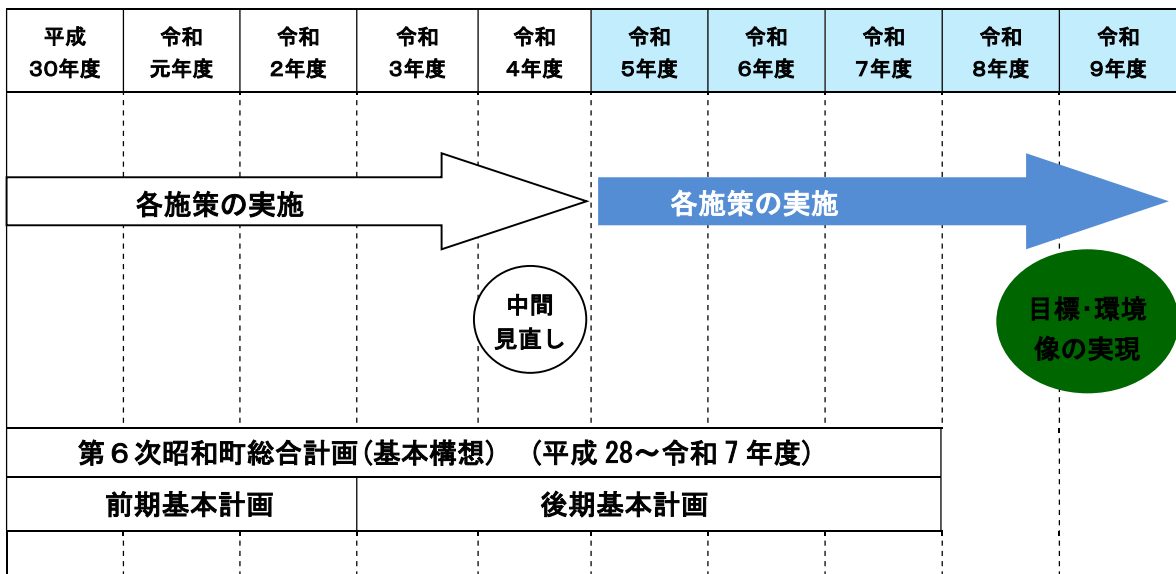
(2) 計画の対象とする環境分野

環境はそれ自体が包括的概念であり、社会的ニーズや人々の意識によって変化するものです。本環境基本計画における計画の対象は以下の5分野とします。

環境分野	計画対象分野	例示
生活環境	1. 循環型社会	・物質循環 ・廃棄物の4R
	2. 快適環境	・大気、水質、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染 等 ・景観、身近な緑や水辺（緑地・公園）、町並み 等
自然環境	3. 自然との共生	・河川、水生生物・生物多様性
地球環境	4. 低炭素社会	・地球温暖化対策、ヒートアイランド対策 ・CO2 排出、エネルギー消費
環境全体	5. 環境保全活動	・環境教育 ・環境保全活動

4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とします。中間年度の令和4年度にあたり、社会状況の変化、県・国などの関連計画の変化を考慮し、見直しを行います。



第2章 昭和町の現況

1. 位置・地象

本町は山梨県の中央、甲府盆地の中心に位置し、釜無川と笛吹川の間を開けた平坦な地域です。

東は甲府市、西は南アルプス市、北は甲斐市、南は中央市に接しており、東西約 4.00 km、南北約 4.84 km、総面積は 9.08 km²です。

甲府盆地には、北東から流れる笛吹川と、北西から流れる釜無川が盆地南西部で合流し、富士川となって静岡県に流れています。これらの河川の堆積作用により 700m以上の砂礫層があり、周辺には御勅使川扇状地、釜無川扇状地、金川扇状地など多くの複合扇状地が形成されています。

本町は、御勅使川扇状地、荒川扇状地、氾濫低地などに挟まれた釜無川扇状地に属しています。最表層部の地層は、釜無川の氾濫による玉石も含む砂礫を中心として形成されており、地質学的には最も新しい地層である沖積層で形成されています。

面積 (km ²)	位置		距離 (km)		標高 (m)
			東西	南北	
9.08	東経	138°31' 59"	4.00	4.84	262
	北緯	35°37' 35"			

出典：昭和町ホームページ

○山梨県における本町の位置



2. 土地利用の状況

本町の土地利用については、過去4年間でみると、田畑が990a減少し、宅地が960a増加しており、宅地が総面積の63%を占めるに至っています。

表 2-1：土地利用の状況

(単位：10a)

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
H28	6,636	1,465	491	4,067	0	3	610
H29	6,649	1,432	484	4,127	0	3	603
H30	6,627	1,416	479	4,130	0	3	599
R1	6,621	1,394	463	4,163	0	3	598
R1 構成比	100%	21%	7%	63%	0%	0%	9%

出典：固定資産税評価総地積（平成30年～令和元年山梨県統計年鑑）

※各年度1月1日現在

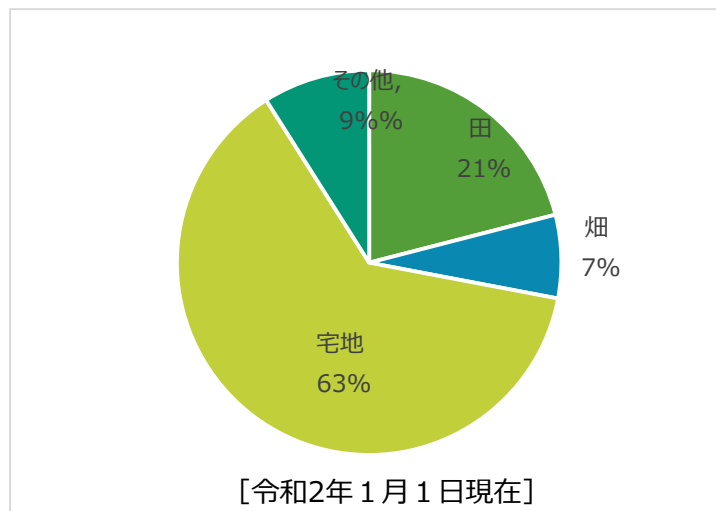


図 2-1：土地利用の状況

※その他には、国・県有林、道路、河川を含む

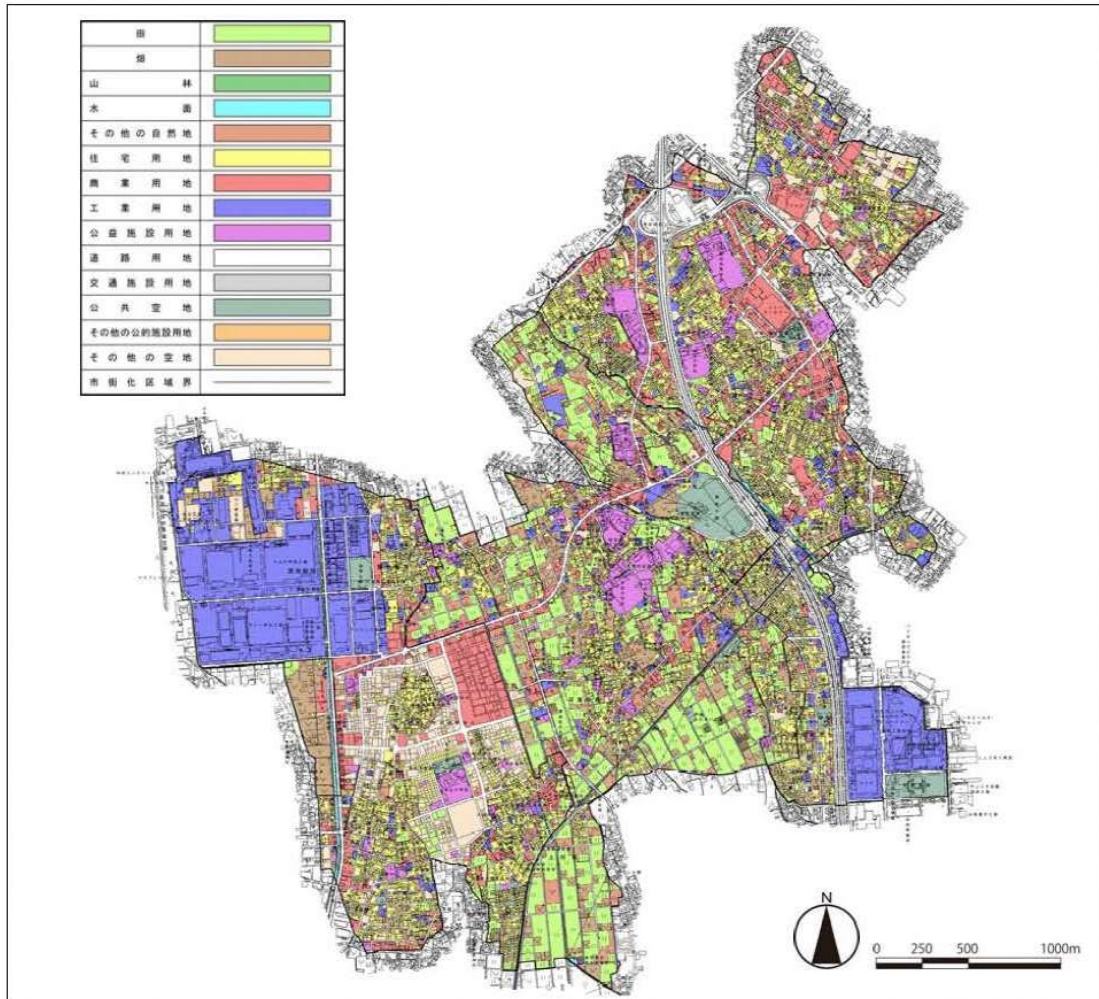


図 2-2：昭和町の土地利用現況（出典：都市計画基礎調査 平成 24 年 12 月）

表 2-2：都市計画区域、市街化区域、地域地区の決定状況

区分	H9		H27 (H20 変更)	
	面積 (ha)	構成比%	面積 (ha)	構成比%
都市計画区域	914.0	100.0	914.0	100.0
市街化区域	470.0	51.4	558.0	61.1
第一種低層住居専用地域	-	-	-	-
第二種低層住居専用地域	12.0	1.3	22.0	2.4
第一種中高層住居専用地域	68.0	7.4	102.0	11.1
第二種中高層住居専用地域	15.0	1.6	10.0	1.1
第一種住居地域	116.0	12.7	136.0	14.9
第二種住居地域	21.0	2.3	21.0	2.3
準居住地域	-	-	8.7	1.0
近隣商業地域	3.0	0.3	17.0	1.9
商業地域	-	-	8.3	0.9
準工業地域	67.0	7.3	74.0	8.1
工業地域	47.0	5.1	38.0	4.2
工業専用地域	121.0	13.2	121.0	13.2
市街化調整区域	444.0	48.6	356.0	38.9

出展：都市計画年報、都市計画現況調査

3. 気象

本町は、甲府盆地の中央に位置しており、盆地特有の内陸性気候であり、四季が明瞭で寒暖の差が激しく、降雨量が少ないという特徴があります。

甲府地方気象台の観測データによると、直近の5年間の平均気温は15℃程度で推移し、夏期の最高気温は40℃を超えることもあります。長期的には、観測が始まった明治28年(1895年)の13℃から、上昇傾向を示しています。

降雪量は比較的少なく、この5年間の最深積雪は9cmでした。

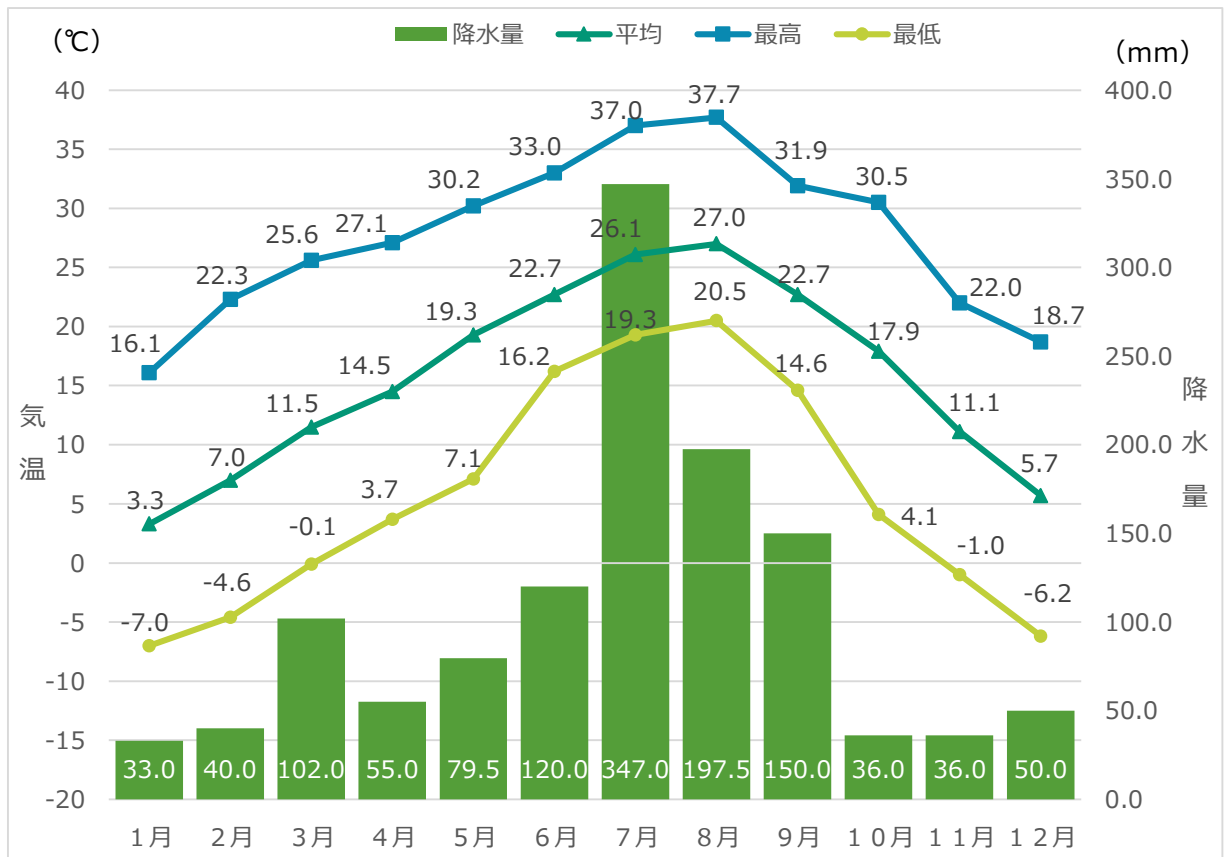


図 2-3 : 月別気温・降水量 (令和 3 年)

表 2-3 : 気温・風速・平均湿度・降水量・最深積雪

年度	気温(℃)			風速(m/s)		平均湿度 (%)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)
	極値		平均	平均	最大			
	最高	最低						
H29	37.5	-6.8	14.9	2.3	17.1	58	1,076.0	9
H30	40.3	-7.5	16.0	2.2	16.5	60	1,153.5	5
R1	37.6	-5.9	15.9	2.2	21.2	62	1,168.0	-
R2	39.3	-6.3	15.9	2.1	14.8	68	1,431.0	2
R3	37.7	-7.0	15.7	2.2	15.0	66	1,246.0	4
1月	16.1	-7.0	3.3	2.0	13.9	60	33.0	4
2月	22.3	-4.6	7.0	3.0	15.0	46	40.0	-
3月	25.6	-0.1	11.5	2.4	12.2	61	102.0	-
4月	27.1	3.7	14.5	2.7	11.9	55	55.0	-
5月	30.2	7.1	19.3	2.3	12.1	66	79.5	-
6月	33.0	16.2	22.7	2.2	9.6	71	120.0	-
7月	37.0	19.3	26.1	1.8	9.7	78	347.0	-
8月	37.7	20.5	27.0	2.0	10.9	77	197.5	-
9月	31.9	14.6	22.7	1.7	8.4	76	150.0	-
10月	30.5	4.1	17.9	1.9	12.1	72	36.0	-
11月	22.0	-1.0	11.1	1.7	9.9	67	36.0	-
12月	18.7	-6.2	5.7	2.4	13.3	62	50.0	-

出典：気象庁ホームページ

※観測地:甲府気象台

4. 人口・世帯

令和3年(4月1日)における人口は20,661人、世帯数は9,085世帯、1世帯当り人数は2.27人/世帯です。直近の5年間で人口は約4.9%（男4.7%、女5.1%）増加していますが、少子化、核家族化や単身世帯の増加から、1世帯当りの人数は減少しています。

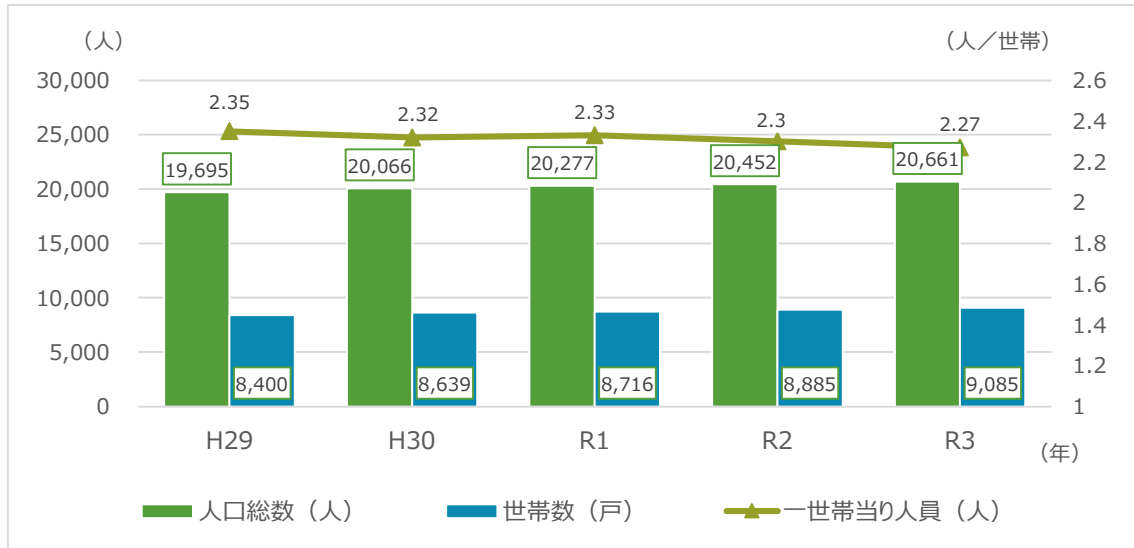


図 2-4 : 総人口・世帯数・世帯当り人員

表 2-4 : 総人口・世帯数・世帯当り人員

年	総人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯当り人数 (人)
H29	19,695	8,400	2.35
H30	20,066	8,639	2.32
R1	20,277	8,716	2.33
R2	20,452	8,885	2.30
R3	20,661	9,085	2.27

出典：住民基本台帳（4月1日現在）

※外国人人口、世帯数を含む

5. 住宅

本町の住宅総数は、平成30年では9,580戸、うち空き家は1,540戸です。空き家率は16.1%となっており、隣接の甲府市に対しては低く、中央市に比しては高く推移しています。

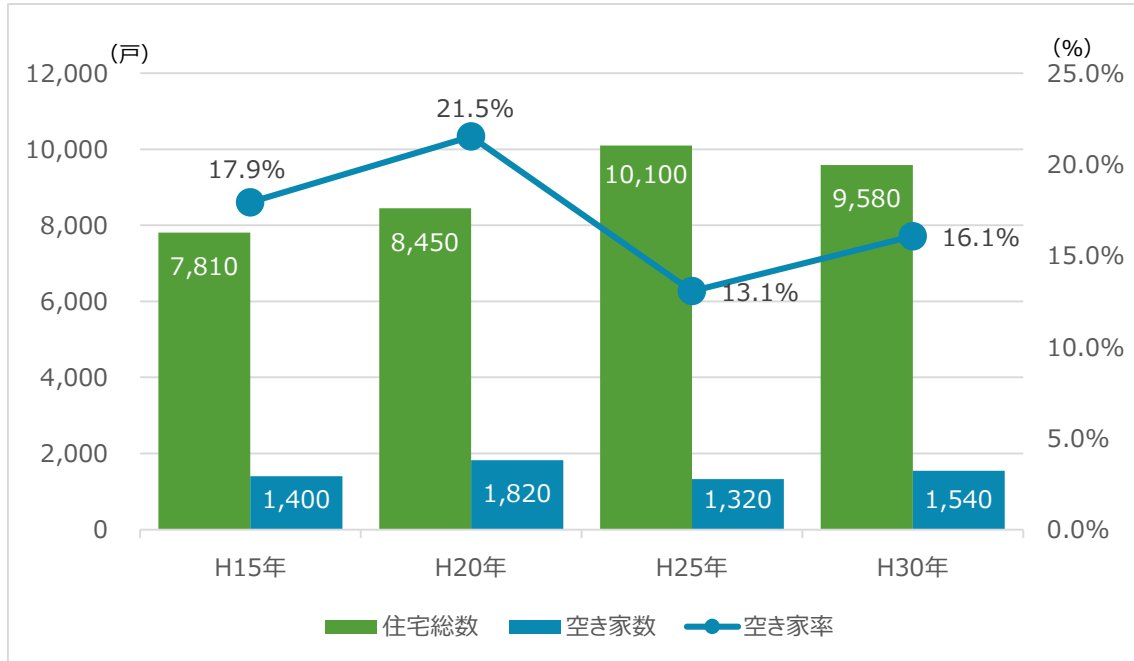


図 2-5：住宅総数、空き家率の推移

表 2-5 住宅総数、空き家数、空き家率の比較

		H15年	H20年	H25年	H30年
昭和町	住宅総数(戸)	7,810	8,450	10,100	9,580
	空き家数(戸)	1,400	1,820	1,320	1,540
	空き家率(%)	17.9	21.5	13.1	16.1
甲府市	住宅総数(戸)	97,700	102,090	108,600	107,420
	空き家数(戸)	21,070	20,310	22,560	22,730
	空き家率(%)	21.6	19.9	20.8	21.2
中央市	住宅総数(戸)	-	13,800	14,940	15,470
	空き家数(戸)	-	2,090	2,230	2,360
	空き家率(%)	-	15.1	14.9	15.3

出典：住宅・土地統計調査（総務省）

6. 産業

本町の総就業者数は、平成 17 年の 9,096 人から令和 2 年の 10,392 人へと増加しています。また、産業別では、第 1 次産業人口が減少傾向にある一方で、第 3 次産業人口が増大しており、令和 2 年には、第 1 次産業が 243 人 (2.3%)、第 3 次産業が 6,950 人 (66.9%) となっています。

本町は、県内最大規模の国母工業団地、釜無工業団地を中心に製造業の立地が進みましたが、近年では減少傾向にあります。一方で、交通条件にも恵まれていることなどから、商業施設や外食産業の増加が続いています。

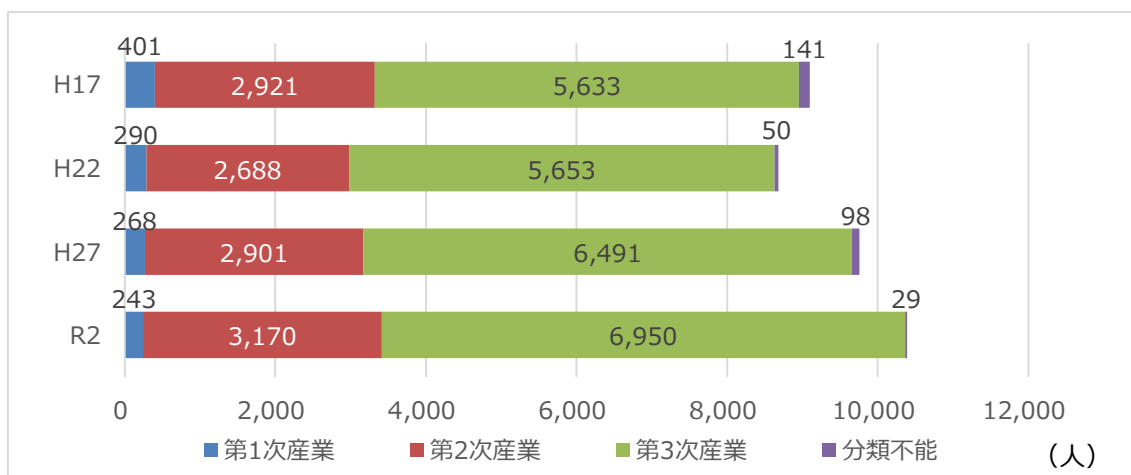


図 2-6 : 産業別就業人口

表 2-6 産業別就業人口

(単位：就業者数：人，構成比：%)

区分	H17		H22		H27		R2	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
総就業者数	9,096	100.0	8,681	100.0	9,758	100.0	10,392	100.0
第 1 次産業	401	4.4	290	3.3	268	2.7	243	2.3
農業	396		285		258		238	
林業	5		5		10		5	
漁業								
第 2 次産業	2,921	32.1	2,688	31.0	2,901	29.7	3,170	30.5
鉱業	9		3		3		4	
建設業	723		684		780		776	
製造業	2,189		2,001		2,118		2,390	
第 3 次産業	5,633	61.9	5,653	65.1	6,491	66.5	6,950	66.9
電気・ガス・水道業	39		49		48		50	
運輸・通信業	485		499		547		583	
卸売・小売・飲食業	1,753		1,601		1,781		2,388	
金融・保険業	191		195		223		241	
不動産業	104		146		172		195	
サービス業	2,795		2,853		3,395		3,098	
公務	266		310		325		395	
分類不能	141	1.6	50	0.6	98	1.0	29	0.3

出展：国勢調査

表 2-7 : 事業所数

(単位: 所)

区分	H21	H24	H26	H28
事業所数	1,401	1,434	1,522	1,530
第 1 次産業	2	2	3	2
農業・林業	2	2	3	2
第 2 次産業	244	231	240	228
建設業	138	138	147	139
製造業	106	93	93	89
第 3 次産業	1,155	1,201	1,279	1,300
電気・ガス	1	-	1	-
情報通信産業	13	12	9	10
運輸業、郵便業	37	29	33	34
卸売業、小売業	404	430	446	463
金融業、保険業	20	19	21	21
不動産業、賃貸業	113	110	122	111
学術研究、専門サービス	35	36	40	42
宿泊業、飲食業	211	244	254	268
生活関連サービス	118	127	134	134
教育、学習支援業	39	34	38	40
医療、福祉	65	56	72	73
複合サービス	6	5	6	6
サービス業 (分類されないもの)	93	99	103	98

出典：経済センサス（平成 21 年、24 年、26 年、28 年）

経営耕地面積は、減少傾向が続いており、平成 12 年には 189.4ha ありましたが、令和元年には 85.0ha に減少しています。

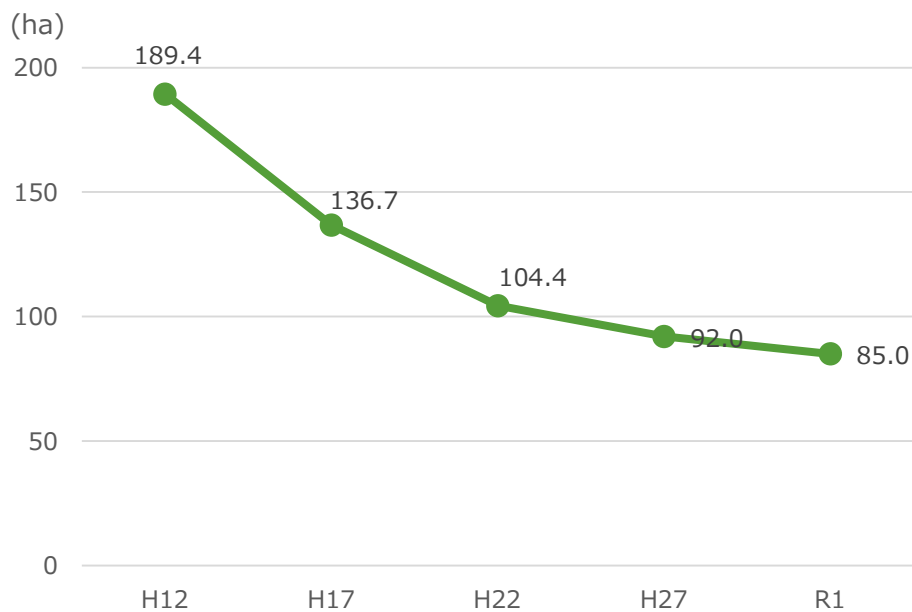


図 2-7 : 経営耕地面積の推移 (出典：農業センサス)

製造品出荷額等は、東日本大震災（平成 23 年）によって急激に落ち込みましたが、その後順調に回復し、平成 30 年には 294,662 百万円に達しました。

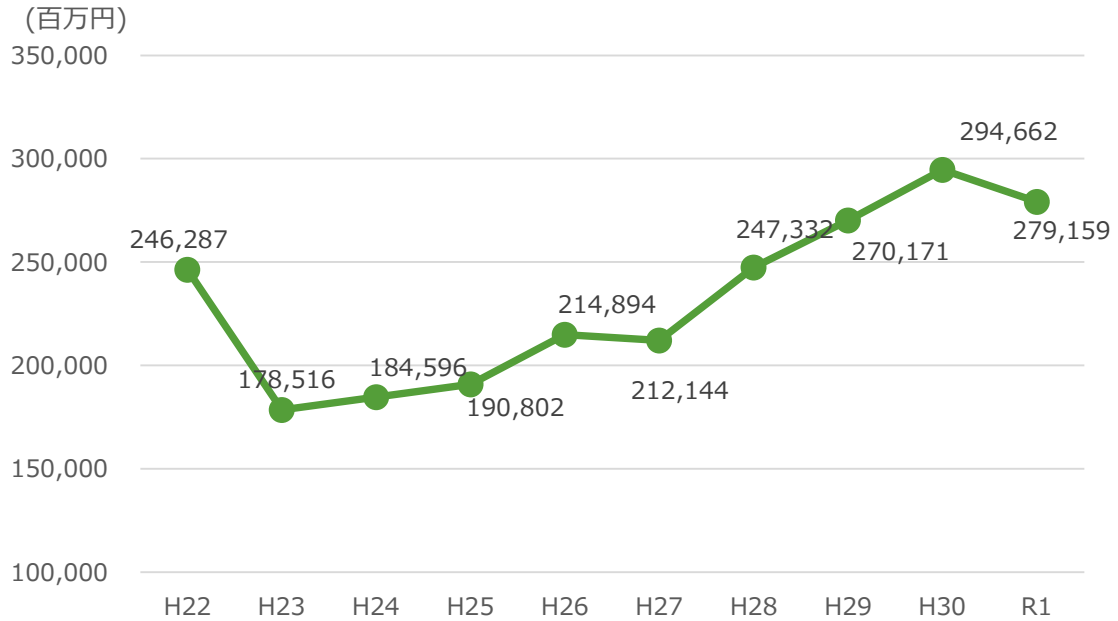


図 2-8：製造品出荷額等の推移（出典：工業統計調査 市町村編）

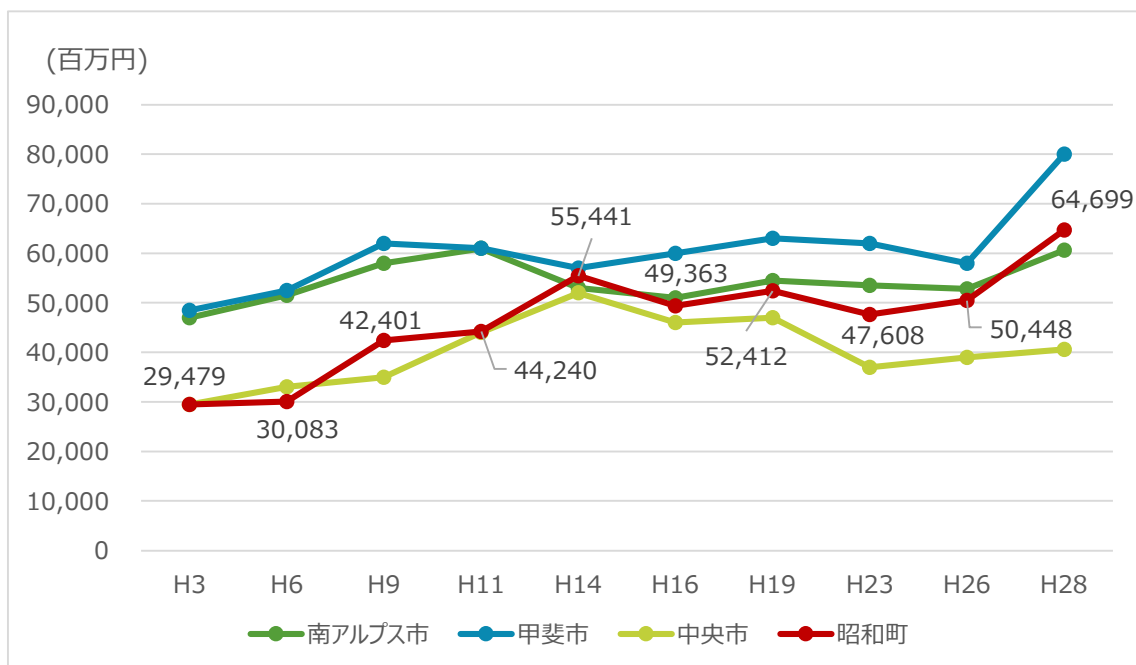


図 2-9：小売販売額の推移（出典：市町村別業種別商業統計）

7. 交通

(1) 道路・鉄道

本町の主要道路は、甲府バイパス（国道 20 号線）、アルプス通り及び大手二丁目浅原橋線、甲斐中央線、昭和玉穂線です。町東部には中央自動車道が南北に走り、甲府昭和 IC を利用することができます。

主要な公共交通は、鉄道とバスであり、JR 身延線の国母駅、常永駅があります。

○昭和町の主要な交通網



(2) 自動車保有台数

昭和町における自動車保有台数、軽自動車保有台数は増加傾向にあります。自家用自動車（二輪を含む）の平成29年度に比べて令和3年度は109%、軽自動車は106%となっています。

表 2-8：自動車保有台数の推移（軽自動車を除く）

年度		貨物計	乗合計	乗用計	特殊計	登録車計	小型二輪	合計	増加率
平成29年度	自家用	1,299	36	9,104	307	10,746	430	11,176	100%
	事業用	385	27	4	246	662	0	662	
	計	1,684	63	9,108	553	11,408	430	11,838	
平成30年度	自家用	1,329	39	9,255	312	10,935	446	11,381	102%
	事業用	401	26	4	245	676	0	676	
	計	1,730	65	9,259	557	11,611	446	12,057	
令和元年度	自家用	1,357	40	9,453	307	11,157	454	11,611	103%
	事業用	358	25	6	238	627	0	627	
	計	1,715	65	9,459	545	11,784	454	12,238	
令和2年度	自家用	1,406	40	9,593	318	11,357	471	11,828	105%
	事業用	357	22	6	231	616	0	616	
	計	1,763	62	9,599	549	11,973	471	12,444	
令和3年度	自家用	1,424	41	9,924	326	11,715	505	12,220	109%
	事業用	361	26	6	235	628	0	628	
	計	1,785	67	9,930	561	12,343	505	12,848	

出典：市町村車両数統計（国土交通省、関東運輸局）

表 2-9：軽自動車保有台数の推移

年度	乗用	貨物				特殊	合計	増加率
		トラック	バン	三輪トラ	計			
平成29年度	5,341	935	854	0	1,789	52	7,182	100%
令和3年度	5,708	943	905	0	1,848	48	7,604	106%

出典：（社）全国軽自動車協会連合会

8. 公共施設等

町内の主な公共施設等には、次のものがあります。

○ 公共施設

昭和町役場、昭和町中央公民館、昭和町総合会館、昭和町立図書館、押原児童館、西条児童館、常永児童館、昭和町社会福祉協議会、昭和町立学校給食センター、児童センター、昭和町風土伝承館杉浦醫院

○ 教育施設

押原小学校、西条小学校、常永小学校、押原中学校、甲府昭和高等学校、学校法人 優和福祉専門学校

○ 保育園

昭和こども園、押原こども園、上河東保育園、常永保育園、富士桜学院、第二上河東保育園、げんき夢こども園、ふるるこども園、押原きつず

○ スポーツ施設

昭和町総合体育館、昭和町立温水プール、釜無工業団地公園グラウンド・テニスコート、甲府市水道局スポーツ施設、昭和町地域交流センター、常永公園テニスコート

○ 警察・消防署

昭和国母交番、押原小井川交番、甲府南消防署昭和出張所

第3章 昭和町の環境－現状と課題

1. 自然環境

(1) 動植物

本町は歴史的に水田地域として発展してきたため、寺社林などを除き、樹林は少なく、自然的植生は河川敷や湿地等の水辺に関連する植物群などです。

鎌田川流域は、かつて天然記念物に指定されていたゲンジボタルの発生地として、豊かな水辺環境を有していましたが、開発による生息地の破壊や生活雑排水、農薬などにより自然生態系は大きな影響を受けています。

現在では、ホタルの幼虫の放流や育成活動支援など、生態系の再生や水辺の保全活動が行われています。

(2) 公園・緑地

本町には、押原公園、釜無工業団地公園、国母公園、常永ゆめ公園、西条・彩の広場をはじめ、大小さまざまな54カ所の公園・広場があります。

表 3-1 : 主要公園一覧

区分	公園名	面積 (㎡)
都市公園	西条・彩の広場	10,152.4
	阿原1号公園	5,390.1
	押原公園	788,861.4
	国母公園	33,828.0
	常永ゆめ公園	29,242.7
その他の主な公園等	西条北河原公園	1,500.7
	神屋公園	2,019.0
	沖田公園	2,070.0
	押越ふれあい公園	2,463.0
	川瀬公園	1,235.0
	湧水の里沼公園	7,541.5
	釜無工業団地公園	192,182.2
	河西かすみ堤公園	1,415.0
	大林公園	2,510.0
	常永公園	9,291.0
	上河東横田第一公園	1,204.9
上河東横田第二公園	827.3	

出典：都市整備課データ

本町の一人当たりの都市公園面積は、令和 2 年度末に 7.5 m²/人となっており、全国及び山梨県に比較して 6 割程度となっています。

本町には、樹林が少ないことから、これら公園や公共施設の緑化をはじめ、民間施設の緑化など緑被率の向上に努め、自然と共生する環境づくりが求められます。

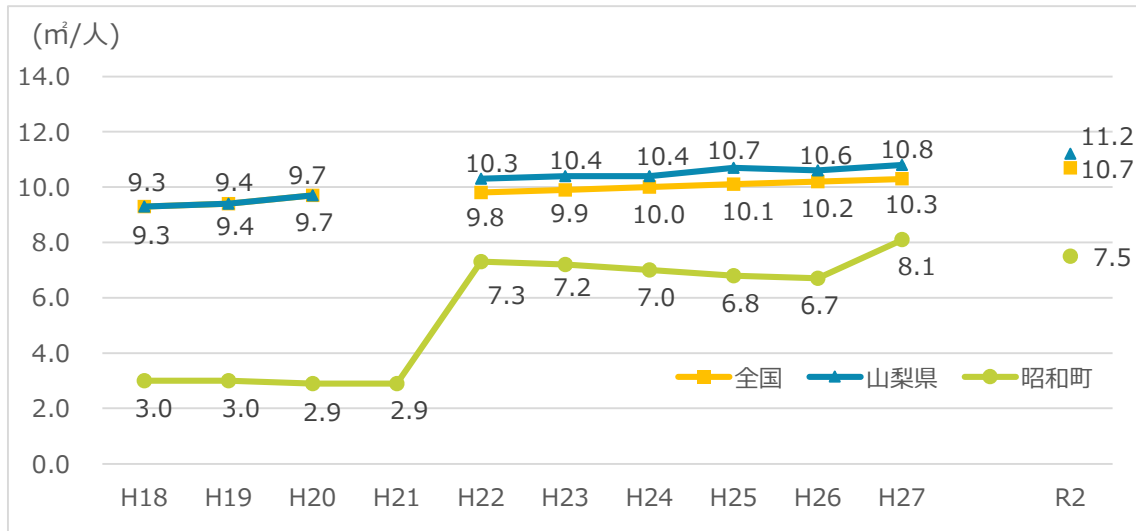


図 3-1 : 1 人当たりの都市公園面積の推移

表 3-2 : 1 人当たりの都市公園面積の推移 (単位: m²/人)

年度末	全国	山梨県	昭和町
H18	9.3	9.3	3.0
H19	9.4	9.4	3.0
H20	9.6	9.7	2.9
H21	-	-	2.9
H22	9.8	10.3	7.3
H23	9.9	10.4	7.2
H24	10.0	10.4	7.0
H25	10.1	10.7	6.8
H26	10.2	10.6	6.7
H27	10.3	10.8	8.1
:	:	:	:
R2	10.7	11.2	7.5

出典：国土交通省データベース、都市整備課データ

2. 生活環境

(1) 大気

山梨県では、大気常時監視測定局 12 局（一般環境大気測定局 10 局、自動車排出ガス測定局 2 局）を設け、大気の汚染状況を常時監視しています。

本町の最寄りの一般環境大気測定局は、甲府市富士見の衛生環境研究所です。二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（Ox）、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの項目について測定・監視が行われています。令和 2 年度では、光化学オキシダント（Ox）を除き、すべての項目で環境基準を達成しています。

また、2つの自動車排出ガス測定局（県庁、甲府市国母）では、一酸化炭素（CO）の測定・監視が行われており、環境基準の長期的評価を達成しています。

(2) 水質

1) 県の河川水質調査

山梨県は水質保全のため、公共用水域及び地下水の水質測定を行っています。本町を流れる鎌田川は、河川の環境基準（B 類型）に指定されています。

令和 2 年度は、SS において 3 カ所、大腸菌群数では 23 カ所において環境基準を超えていました。BOD 及びダイオキシン類に関しては環境基準を達成しています。

表 3-3：環境基準の達成状況（令和 2 年度）

測定項目	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数
環境基準 (B 類型)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/ 100ml 以下
測定結果 (最大～最小)	7.6～8.2	7.6～11	0.8～2.0 1.5 (*2)	4～54	4,900～ 230,000
適否 (m/n) (*1)	0/24	0/24	0/24	3/24	23/24

出典：やまなしの環境（令和 3 年度版）

※測定地点：鎌田川（鎌田川流末）

*1 m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数

*2 日間平均値の 75%値

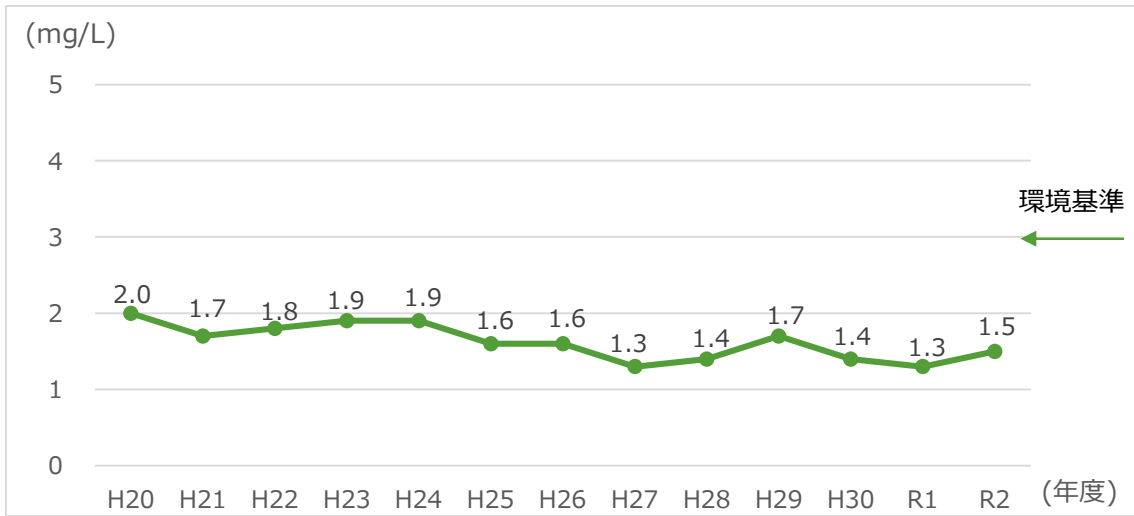


図 3-2 : BOD の 75%値の経年変化 (鎌田川流末)

表 3-4 : 環境基準の達成状況

測定項目	ダイオキシン類	環境基準
水質 (pg-TEQ/L)	0.47	1 以下
底質 (pg-TEQ/g)	0.17	150 以下

出典：令和 3 年度版やまなしの環境 (山梨県)

※測定地点：鎌田川 (鎌田川流末)

※採取年月日：令和 2 年 9 月 15 日

2) 町の河川水質調査

本町では、町内を流れる河川について、生活排水による汚濁の状況を把握することを目的に水質調査を実施しています。令和4年1月の水質調査の結果は以下の通りです。

- ・ pH、BOD、SS、DO はほとんどの地点で環境基準を満たしていますが、東川上流、東川最下流は pH が 8.5 以上、また、常永川下流は BOD が 3 を超えています。
- ・ 大腸菌群数は 5 地点で環境基準を満たしていません。

表 3-5 : 令和 3 年度水質調査結果

調査地点		調査項目	pH	BOD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100ml
1	東川上流 玉川団地排水口上		8.7	○	○	○	7,900
2	東川下流 玉川団地排水口下		○	○	○	○	○
3	東川最下流 中央道側道		8.8	○	○	○	17,000
4	鎌田川上流 上鎌田橋		○	○	○	○	○
5	鎌田川下流 フカサウ歯科南		○	○	○	○	5,400
6	常永川上流 ちびっコランド下		○	○	○	○	○
7	常永川下流 甲府東洋株式会社下		○	3.7	○	○	○
8	今川下流		○	○	○	○	○
9	清水新居地区下流 上州屋敷横		○	○	○	○	79,000
10	清水新居地区上流 甲府アピオ北西水路		○	○	○	○	49,000
環境基準 (B 類型)			6.5~8.5	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下

出典：昭和町河川水質調査結果報告書（令和3年度）

※○印は環境基準に適合、実数値は環境基準に不適合であった項目の数値

3) 生活排水処理の状況

河川等の公共用水域における水質汚濁の主な原因は炊事、洗濯、入浴などの生活排水であり、水環境を保全するためには生活排水を適切に処理することが重要です。そのためには、下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備が必要です。

その整備状況を表す指標（生活排水クリーン処理率）をみると、令和3年では本町は92.3%であり、山梨県全体の84.4%を上回っていますが、近隣の甲府市、中央市の水準よりは下回っています。

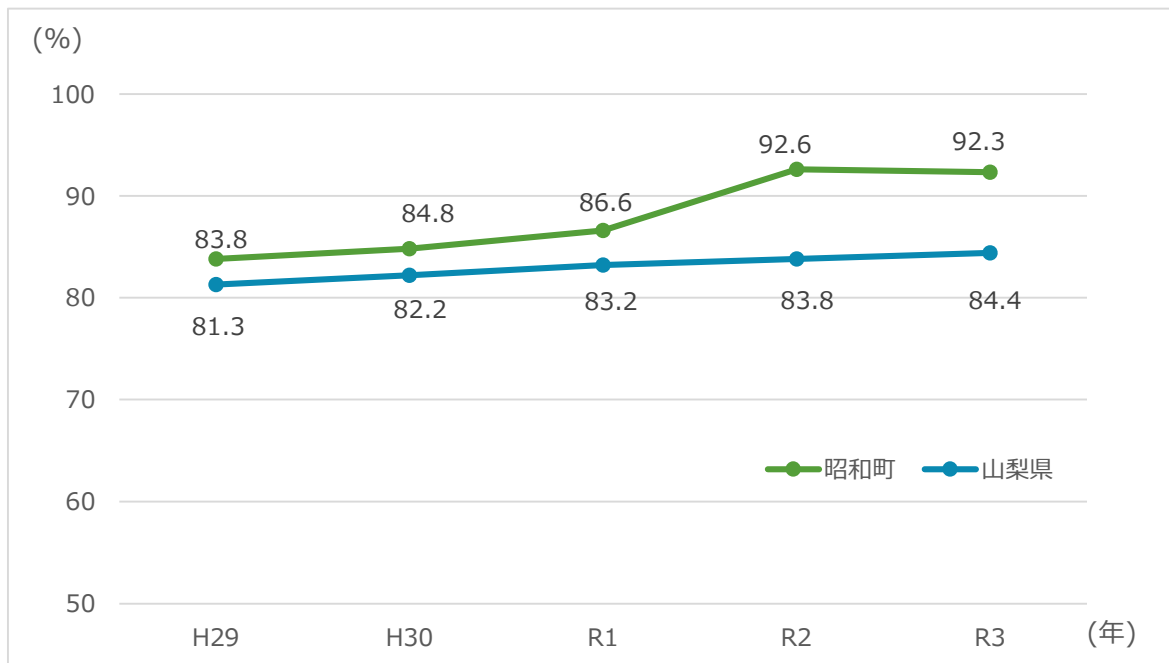


図 3-3 : 生活排水クリーン処理率

表 3-6 : 生活排水クリーン処理率

(単位: %)

	H29	H30	R1	R2	R3
昭和町	83.8	84.8	86.6	92.6	92.3
山梨県	81.3	82.2	83.2	83.8	84.4
甲府市	98.1	98.3	98.7	98.8	98.9
甲斐市	87.3	87.9	89.0	88.2	88.2
中央市	98.0	98.3	98.8	96.5	96.9

出典：やまなしの環境

(3) 地下水

地下水については、平成 19 年度から町内の 45 カ所の井戸水について、山梨県飲用井戸等衛生対策指導要領に基づく「モニタリング井戸水質検査」を実施しており、平成 22 年度からは原則として隔年に 1 回の測定を行っています。16 の水質検査項目のうち、水質基準を超える値が測定されたものに関しては可能な限り、毎年検査を行っています。

令和 2 年度から令和 3 年度に不適合と判断された井戸は、(一般細菌・大腸菌) の不適合 1、(有機物) の不適合 1、(味・臭気・色度・濁度) の不適合 4、(テトラクロロエチレン) の不適合 1 の 5 カ所です (2 カ所は毎年実施)。

表 3-7 : 昭和町モニタリング井戸水質検査結果の推移

年度	対象井戸数	適合井戸数	不適合井戸数	適合率	備考
H29 年度	24	19	5	79%	82%
H30 年度	22	19	3	86%	
R1 年度	24	18	6	75%	82%
R2 年度	22	20	2	90%	
R3 年度	24	19	5	79%	

出典：昭和町水質検査結果表

※平成 22 年度からは隔年毎に井戸の水質検査を実施

※対象井戸は部分的な入れ替えが行われている

(4) 公害等に対する苦情

本町の公害等に対する苦情件数は、令和2年度では「水質汚濁」2件、「騒音」1件、「悪臭」2件の合計5件でした。千人当たりの件数は0.24件と山梨県全体の1.12件に比して、5分の1程度となっています。

近年の苦情件数の推移をみると、千人当たりの件数は平成28年度の0.25件から令和2年度の0.24件に徐々に低下しています。また、主な苦情の種類は、「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」、「騒音」、「悪臭」となっています。

表 3-8：令和2年度の公害苦情件数

区分	典型7公害								その他	合計	千人当り件数
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計			
山梨県	118件	53件	1件	93件	6件		139件	410件	506件	916件	1.12件
	12.9%	5.8%	0.1%	10.2%	0.7%		15.2%	44.8%	55.2%	100%	
昭和町		2件		1件			2件	5件		5件	0.24件
		40.0%		20.0%			40.0%	100%		100%	

出典：やまなしの環境（令和3年度版）

表 3-9：昭和町・種類別公害苦情件数

(単位：件)

年度	典型7公害								その他	合計	千人当り件数
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計			
H28年度	1	1	0	2	0	0	0	4	1	5	0.25
H29年度	0	2	0	0	0	0	1	3	2	5	0.25
H30年度	1	0	0	0	1	0	1	3	1	4	0.20
R1年度	3	0	0	1	0	0	1	5	0	5	0.24
R2年度	0	2	0	1	0	0	2	5	0	5	0.24

出典：やまなしの環境

3. 循環型社会への対応

(1) 一般廃棄物

1) ごみ排出量の推移

令和3年度の総ごみ排出量は、8,904tでした。過去の推移を見ると、平成24年度から令和3年度までの過去10年間で173t、1.9%減少しています。この間、家庭系ごみは825t、15.3%の増加、事業系ごみは998t、27.1%の減少となっています。1人1日当りの家庭系ごみ排出量は、令和元年度を境にコロナ禍の巣ごもり需要の影響で大幅に増加に転じましたが、令和2年度をピークに減少に転じています。

本町のごみの減量化にとって、家庭系ごみをさらに減量していくことがポイントとなります。

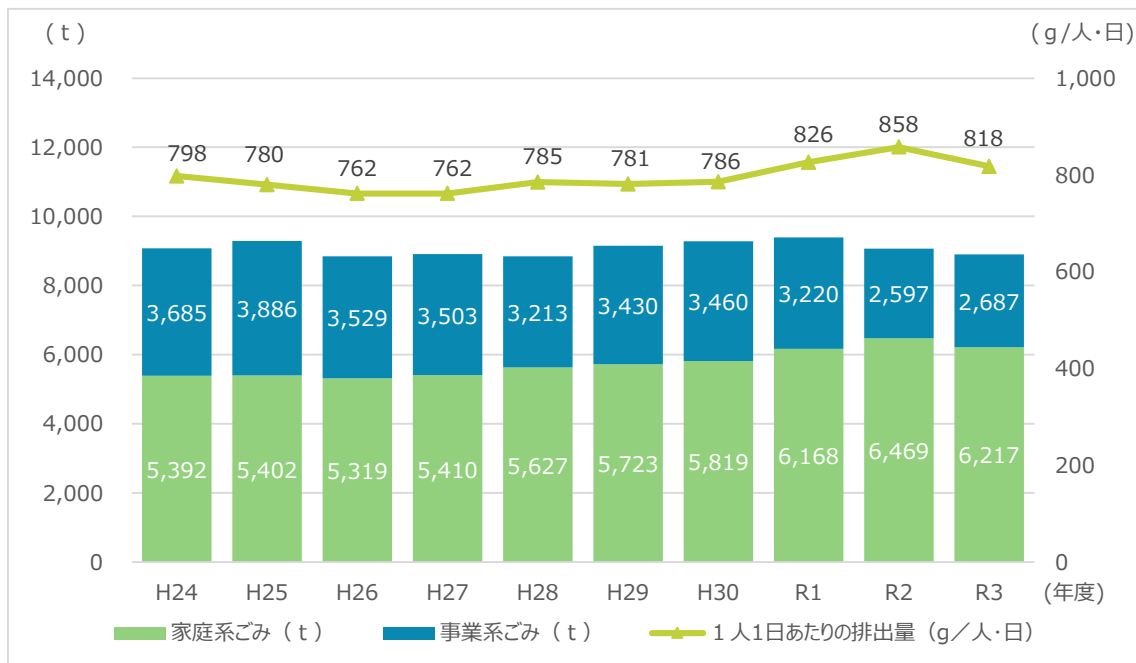


図 3-4 : ごみ排出量の推移

表 3-10 : ごみ排出量の推移

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
家庭系ごみ (t)	5,392	5,402	5,319	5,410	5,627	5,723	5,819	6,168	6,469	6,217
事業系ごみ (t)	3,685	3,886	3,529	3,503	3,213	3,430	3,460	3,220	2,597	2,687
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)	798	780	762	762	785	781	786	826	858	818

出典：昭和町環境経済課

2) ごみの資源化

ごみの資源化率は令和3年度において14.4%でした。過去の推移を見ると、ごみ排出量が増加する一方、資源化量は減少し、資源化率はより落ち込む傾向にあります。これは、スーパーマーケットなどに設置される民間のリサイクルステーションが増加したこと、また媒体の電子化に伴う雑誌などが減ってきていることが影響していると考えられます。

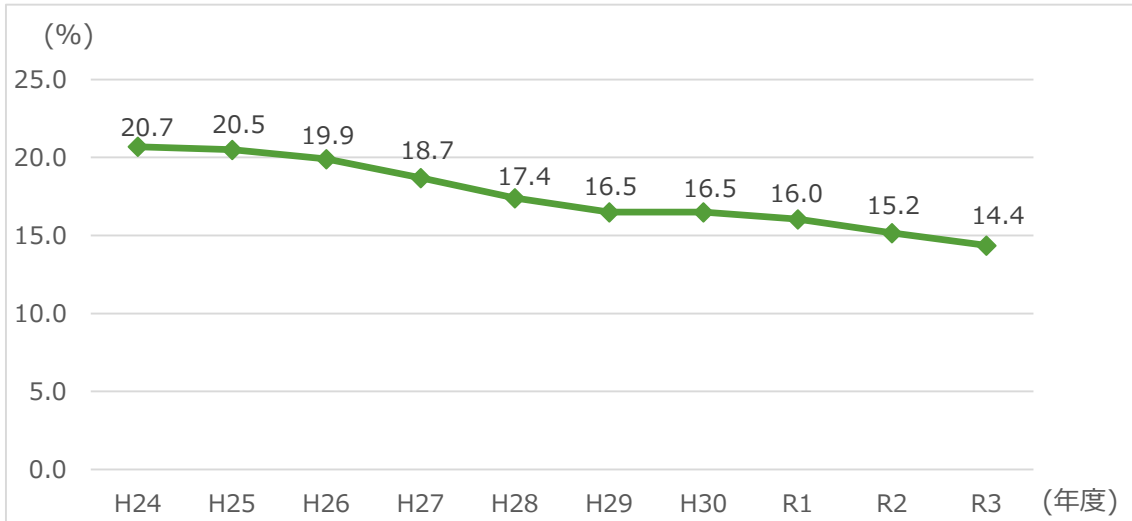


図 3-5 : ごみ資源化率の推移

出典：昭和町環境経済課

(2) ごみの不法投棄

現在、粗大ごみについては、町により廃棄指導・監視を実施していますが、未だに不法投棄が多いのが現状です。

今後も資源の持ち去り防止と合わせて、地域やボランティアによるパトロールを進めて、監視体制の強化を図ります。

ごみ収集小屋や資源回収ボックス以外の道路、農地、空き地等への不法投棄対策については、警察や地域住民と連携を図って監視体制を強化するとともに、巡回パトロールを実施します。

(3) 災害ごみ対策

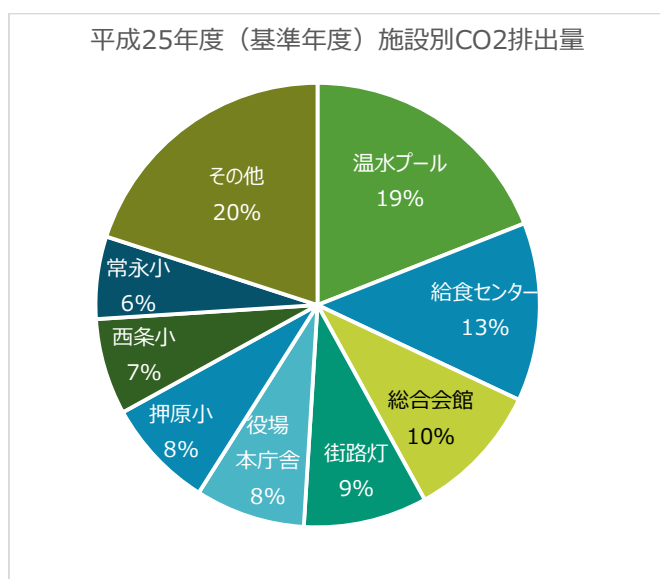
東日本大震災を契機に、災害ごみの適切な処分が被災地の復興のための重要な課題であることが明らかになりました。震災等により、処理施設の使用が不可能な状況下でも、災害ごみを一時的に受け入れる態勢づくり、仮置き場の設定などが、課題となります。

4. 低炭素社会への対応

(1) 町の取り組み

平成 29 年 3 月策定の「第二次昭和町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、基準年度を平成 25 年度とし、令和 3 年度には 13%の CO₂ 排出量を削減するために、全庁挙げて省資源、省エネルギー等の運用改善を推進してまいりました。令和元年度の CO₂ 排出量は約 2,195.2t-CO₂ です。基準年度（平成 25 年度）CO₂ 排出量の約 2,649.7 t-CO₂ から約 20%の削減となり、目標を達成しています。

また本町は、令和 2 年 7 月に関東甲地域の 73 市町村とともに、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを宣言しました。それを実現すべく、令和 3 年 10 月 22 日に閣議決定された国の地球温暖化対策計画に準じ、令和 12 年度において、CO₂ 排出量 46%削減（平成 25 年度比）を目指します。



出典：第二次昭和町地球温暖化対策実行計画

その他の施設・設備の内訳	
押原中学校	4.00%
押原公園	3.09%
総合体育館	2.45%
公用車燃料	2.40%
図書館	2.10%
地域交流センター	1.35%
公園（押原公園以外）	0.97%
常永児童館	0.95%
釜無公園	0.71%
西条児童館	0.58%
児童センターゆめてらす	0.36%
彩の広場	0.25%
公民館資料	0.20%
杉浦馨院	0.19%
消防団車	0.11%

(2) 再生可能エネルギーの導入

町内には公共施設をはじめとして各種の新エネルギーが導入されています。町内の小学校に太陽光発電、風力発電、太陽熱集熱設備が導入されているほか、平成 24 年度には「官民連携による太陽光発電施設設置事業」により、総合体育館、地域交流センターに太陽光発電施設が設置されました。また、平成 26 年度の「山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金事業」により、総合会館に太陽光発電と蓄電池をもつ防災型太陽光発電システムが導入されています。

表 3-11 : 昭和町公共施設の再生可能エネルギーの導入状況

施設名	設置年	エネルギーの種類	設備内容
常永小学校	H12~13	太陽光発電 太陽熱利用	4kW 170,000kcal
押原小学校	H14~15	太陽光発電 太陽光発電+風力発電	7kW (1日平均集熱量) 街路灯 7基
西条小学校	H18~19	太陽光発電 太陽光発電+風力発電	10kW 街路灯 84W×2基
押原公園管理棟	H19	太陽光発電	30kW
押原公園街路灯	H19	太陽光発電	84W×16基
押原公園街路灯	H19	太陽光発電+風力発電	30W×34基
総合体育館	H25年9月	太陽光発電	50kW
地域交流センター	H25年9月	太陽光発電	50kW
総合会館	H27年2月	太陽光発電+蓄電池	発電 10kW、蓄電 15kWh
多目的広場 (常永地区)	H27年12月	太陽光発電+蓄電池	街路灯 85W×18基
児童センターゆめてらす	H28年3月	太陽光発電+蓄電池	発電 5.5kW、蓄電 5kWh

○官民連携による太陽光発電施設設置事業

■総合体育館 (50 kW)



■地域交流センター (50 kW)



事業の概要

- (1) 対象施設：昭和町総合体育館、昭和町地域交流センター
- (2) 実施期間：平成25年9月1日から20年間
(民間JVの売電収入が一定額に達した後、返還)
- (3) 事業方式：負担金寄付による官民連携
- (4) 共同企業体：代表者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
株式会社早野組

○山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金事業

■ 昭和町総合会館

防災型太陽光発電システム

(太陽光発電 10 kW

リチウム蓄電池15 kWh)



(3) 一般家庭に対する助成措置

平成 18 年度から令和 3 年度までに、補助金を用いて太陽光発電設備を導入した家庭は 779 戸、太陽熱温水器を導入した家庭は 12 戸に上ります。太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置は一般的になりつつあるため、蓄電池・省エネ機器導入等へのシフトを含め、時代にあわせたさまざまな助成の方法を、社会情勢を見極めながら検討する必要があります。

表 3-12：太陽光システム補助件数

年度	補助件数	金額 (円)	備考
H18	27 件	9,412,000	4 月 1 日より開始 1kW 当り 10 万円 (最高 40 万円)
H19	21 件	7,240,000	1kW 当り 10 万円 (最高 40 万円)
H20	14 件	5,208,000	1kW 当り 10 万円 (最高 40 万円)
H21	21 件	2,135,100	1kW 当り 3 万円 (最高 12 万円)
H22	44 件	4,606,500	1kW 当り 3 万円 (最高 12 万円)
H23	103 件	11,366,700	1kW 当り 3 万円 (最高 12 万円) ※3 月東日本大震災
H24	122 件	6,060,000	太陽光発電一律 5 万円、太陽熱温水器一律 3 万円 太陽光発電 120 件、太陽熱温水器 2 件 (7 月から固定価格買取制度始まる)
H25	97 件	4,790,000	同上 太陽光発電 94 件、太陽熱温水器 3 件
H26	69 件	3,430,000	同上 太陽光発電 68 件、太陽熱温水器 1 件
H27	54 件	2,700,000	同上 太陽光発電 54 件、太陽熱温水器 0 件
H28	46 件	2,280,000	同上 太陽光発電 45 件、太陽熱温水器 1 件
H29	26 件	1,240,000	同上 太陽光発電 23 件、太陽熱温水器 3 件
H30	35 件	1,750,000	同上 太陽光発電 35 件、太陽熱温水器 0 件
R1	38 件	1,900,000	同上 太陽光発電 38 件、太陽熱温水器 0 件
R2	32 件	1,580,000	同上 太陽光発電 31 件、太陽熱温水器 1 件
R3	42 件	2,080,000	同上 太陽光発電 41 件、太陽熱温水器 1 件

出典：昭和町提供資料

第4章 町内の主要事業者・団体のヒアリング調査

昭和町の環境について、町内の主要な事業者や環境関連団体のご意見や日ごろの取り組みを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

1. 主要事業者

イオンモール甲府昭和	
活動項目	具体例
緑化活動	・植樹
省エネルギー ・温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季のライトダウンキャンペーンの継続的な実施 ・BAMDS（全館を集中管理でエアコンを制御するシステム）の導入 ・共用部分のLED化 （平成28年度電力使用量対前年比-3%） ・専門店のLED化推進 ・社有車1台にハイブリッド車導入 （普通充電器13台、急速充電器5台設置） ・公共交通（バス）の乗り入れ
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ等の堆肥化 ・廃棄物保管庫に駐在員が常駐して管理
環境美化	・店舗周辺の清掃活動（将来的には町内会等と共同の清掃活動を希望）
環境経営・認証・組織体制	・ISO14001取得
今後の重点的な取り組み	・国家事業として、水素・燃料電池への取り組みを県と共に実験的に行う予定
地域との連携 地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県大規模接種センターの会場の提供（新型コロナワクチン） ・地域と共同での活動に対し、人材の派遣は可能 ・店舗内のホールで環境教室開催（講師も可能）

イトーヨーカドー甲府昭和店	
活動項目	具体例
緑化活動	・店舗敷地内の植樹及び維持
省エネルギー・温暖化対策	・不要な照明は点けない (店内冷蔵ケースや一部スポットライトなど)
廃棄物	・可燃ゴミ、不燃ゴミの分別、廃棄物削減を目的とした廃棄物軽量化 (テナントは除く)
環境美化	・店舗周辺のゴミ拾い
今後の重点的な取り組み	・環境活動の実施規模拡大や定期活動の実施

国母工業団地工業会	
活動項目	具体例
緑化活動	・桜の植樹及び管理 (鎌田川)
省エネルギー ・温暖化対策	・太陽光発電システムの使用 (7社、7,835パネル、1,383,994Kwh) ・電気自動車の導入 ・緑のカーテンの実施 (5社) ・通勤用バスの運用
廃棄物	・産業廃棄物の共同リサイクル事業 (ゼロエミッション) ・食物残渣の堆肥化

釜無工業団地協同組合	
活動項目	具体例
省エネルギー ・温暖化対策	・共同受電で東電からの要請に応じて各社のピーク時を変更 (夏・昼)
廃棄物	・産業廃棄物の分別等の実施 (コピー用紙は純白度に応じて最大7種類に分類)
環境美化	・各企業が地域の清掃活動を実施
環境経営・認証・組織体制	・ISO14001の取得 (団地内のほとんどの企業が取得)

2. 市民団体

人と環境 すっきりしようわ（ボランティア団体）	
活動項目	具体例
省エネルギー ・温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテン（小学生に苗の贈呈、育て方の指導） － 県の最優秀賞を受賞 ・エコドライブの推進（廃食油回収） ・エコキャップの収集
環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ・高生連のふれあい祭り会場のゴミ拾いサポート ・河川の清掃やゴミの収集等
環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育を実施（小学生・保育園児対象） ・お田植え、稲刈り体験（山田錦、ミルキークイーン） ・エコバックへのお絵かき（エコ昭和） ・サツマイモ栽培と収穫、焼き芋大会 ・環境関係の講話（お米感謝祭等） ・環境音楽祭の開催
町の施策への意見など	<ul style="list-style-type: none"> ・体験学習の実施

飯喰花の会（ボランティア団体）	
活動項目	具体例
環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ・飯喰区長を中心に毎年、飯喰地内昭和バイパスの常永川沿いの長さ約 400m、幅 2mに渡ってコスモスの育成管理実施 ・区民同士協力しながら種まきや草刈り実施
町との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和町環境衛生関係各種団体補助金（種子などの購入費）を活用し、コスモスの育成管理を実施
活動の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・花の見ごろにはコスモス街道と呼ばれ、町の名所になっている

西条二区クラウズ（ボランティア団体）	
活動項目	具体例
環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ・西条二区の有志により鎌田川沿いの水辺公園の花壇管理や、水辺公園周辺の清掃を実施
町との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和町環境衛生関係各種団体補助金を活用し、水辺公園の管理や周辺の清掃を実施
活動の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺公園では、季節の花が楽しめるほか、きれいに整備された水辺の風景は、ちょっとした散策場所として親しまれている

昭和町源氏ホタル愛護会（ボランティア団体）	
活動項目	具体例
環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタル夜会の開催（観賞会） ・ホタルの飼育・保護 ・ホタル幼虫放流
町との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタル夜会（杉浦医院とホタル愛護会共催） ・ホタルの飼育・保護（杉浦医院での飼育） ・ホタル幼虫放流（保育園児と共同で放流）
町の施策への意見など	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の浄化推進及び環境美化のための啓蒙宣伝活動

○昭和町の花“れんげ”



第5章 計画の進捗状況

1. 具体的な取り組みの実施状況

○基本方針1：自然環境の保全・緑化の推進

基本施策	具体的な取り組み	
	計画	実施状況
1 緑化・環境美化の推進	6件	実施済：0件 実施中：6件 今後実施：0件
2 公園の整備や自然生態系の保全・再生	7件	実施済：0件 実施中：7件 今後実施：0件

○基本方針2：公害等のない快適な生活環境の構築

基本施策	具体的な取り組み	
	計画	実施状況
1 大気汚染の防止	3件	実施済：0件 実施中：1件 今後実施：2件
2 河川・地下水・土壌汚染の防止	5件	実施済：0件 実施中：5件 今後実施：0件
3 騒音・振動・悪臭の防止	2件	実施済：0件 実施中：2件 今後実施：0件
4 化学物質汚染防止と新たな汚染物質などの情報収集	2件	実施済：0件 実施中：1件 今後実施：1件

○基本方針3：循環型社会の構築

基本施策	具体的な取り組み	
	計画	実施状況
1 省資源・リサイクルの普及・啓発の推進	3件	実施済：0件 実施中：3件 今後実施：0件
2 ごみの収集・処理体制の充実	7件	実施済：1件 実施中：5件 今後実施：1件
3 不法投棄対策の強化	3件	実施済：0件 実施中：3件 今後実施：0件
4 環境保全型農業の振興	5件	実施済：0件 実施中：2件 今後実施：3件

○基本方針 4：地球環境の保全・温暖化の防止

基本施策	具体的な取り組み	
	計画	実施状況
1 クリーンエネルギーや省エネルギー型設備・機器の普及促進	4 件	実施済：0 件 実施中：4 件 今後実施：0 件
2 公共交通の充実	7 件	実施済：0 件 実施中：6 件 今後実施：7 件

○基本方針 5：環境教育・環境活動の推進

基本施策	具体的な取り組み	
	計画	実施状況
1 環境に関する学習・啓発の促進	7 件	実施済：0 件 実施中：7 件 今後実施：0 件
2 環境保全活動の推進・連携強化	4 件	実施済：0 件 実施中：4 件 今後実施：0 件

2. 目標（各種指標）の状況

○基本方針 1：自然環境の保全・緑化の推進

（基本施策 1 緑化・環境美化の推進）

※目標（各種指標）なし

（基本施策 2 公園の整備や自然生態系の保全・再生）

指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	目標値 (*1)	達成年度
一人当たりの都市公園面積	-	-	7.53 m ²	-	8.86 m ² 10.7 m ²	R7 年度 R17 年度

*1 緑の基本計画における都市公園の整備目標

○基本方針 2：公害等のない快適な生活環境の構築

(基本施策 1 大気汚染の防止)

指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	目標値	達成年度
苦情件数	1 件	3 件	0 件	0 件	0 件	各年度

(基本施策 2 河川・地下水・土壌汚染の防止)

指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	目標値	達成年度
環境基準の不適合数	27 件	26 件	26 件	—	0 件	各年度
生活排水クリーン処理率	(H30.3) 84.8%	(R1.3) 86.6%	(R2.3) 92.6%	(R3.3) 92.3%	100% (*1)	R7 年度

*1 山梨県生活排水処理施設整備構想 2017 の目標値

(基本施策 3 騒音・振動・悪臭の防止)

指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	目標値	達成年度
(騒音) 苦情件数	0 件	1 件	1 件	1 件	0 件	各年度
(振動) 苦情件数	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	各年度
(悪臭) 苦情件数	1 件	1 件	2 件	0 件	0 件	各年度

(基本施策 4 化学物質汚染防止と新たな汚染物質などの情報収集)

※目標 (各種指標) なし

○基本方針 3：循環型社会の構築

(基本施策 1 省資源・リサイクルの普及・啓発の推進)

指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	目標値	達成年度
町民 1 人 1 日当り排出量 (家庭系ごみ)	781 g/人・日	786 g/人・日	826 g/人・日	858 g/人・日	746 (*1) g/人・日	R5 年度
再資源化率 (リサイクル率)	16.50%	16.04%	15.17%	14.37%	25% (*1)	R5 年度
1 日当り排出量(事業系ごみ) ※基準年度(H28) 8.8 t/日	9.3 t/日	9.4 t/日	8.8 t/日	7.1 t/日	10%削減	R5 年度

*1 一般廃棄物処理基本計画 (H26 年策定) の目標値

(基本施策2 ごみの収集・処理体制の充実)

※目標(各種指標)なし

(基本施策3 不法投棄対策の強化)

指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	目標値	達成年度
環境パトロールの実施件数	12 件/年	12 件/年	12 件/年	12 件/年	12 件/年	各年度

(基本施策4 環境保全型農業の振興)

※目標(各種指標)なし

○基本方針4：地球環境の保全・温暖化の防止

(基本施策1 クリーンエネルギーや省エネルギー型設備・機器の普及促進)

指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	目標値	達成年度
二酸化炭素排出量(公共施設) ※基準年度(H25) 2,649.7 t-CO ₂	5%削減 2,515.5 t-CO ₂	20%削減 2,195.2 t-CO ₂	集計中	集計中	13%削減 (*1)	R3年度
太陽光発電システム等の補助件数	35件	38件	32件	42件	450件 (累積)	R9年度 までの累積

*1 第二次昭和町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)目標値

(基本施策2 公共交通の充実)

指標	H27 年度(*1)	-	-	-	目標値	達成年度
JR国母駅乗降客数の増加	155,902 人	-	-	-	10%増加	R9年度
JR常永駅乗降客数の増加	138,377 人	-	-	-	10%増加	R9年度

出典：都市計画基礎調査

*1 現在、都市計画基礎調査実施中のため左記の値が最新値となる

○基本方針 5：環境教育・環境活動の推進

(基本施策 1 環境に関する学習・啓発の促進)

指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	目標値	達成年度
(学校における) 環境学習会開催回数	0回	0回	0回	1回	年1回以上の開催	各年度
(イベントなどにおける) 環境学習開催回数	1回	0回	0回	1回	年1回以上の開催	各年度
(リサイクル施設等) 環境見学会開催回数	1回	0回	0回	1回	年1回以上の開催	各年度
(地域人材の育成) 環境教室開催回数	0回	0回	0回	1回	年1回以上の開催	各年度

(基本施策 2 環境保全活動の推進・連携強化)

指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	目標値	達成年度
環境会議開催回数 (町民連絡会議)	1回	1回	1回	1回	年1回以上の開催	各年度
情報交換会開催回数 (環境関連団体活動支援)	1回	1回	1回	1回	2回/年	各年度
情報交換会開催回数 (事業者連携プロジェクト支援)	0回	0回	0回	0回	2回/年	各年度

第6章 計画の基本目標

1. 目指すべき環境像

昭和町の環境を維持し、次の世代に継承していくために、第6次総合計画の基本的な考え方を継承し、次のような環境像を目指すこととしました。

目指すべき環境像

「快適で住み心地の良いまち 昭和町」

2. 基本目標

目指すべき環境像を実現するために、基本目標として以下の目標を掲げました。

基本目標

「豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目指します」

3. 施策の体系

基本目標に則り、以下の5つの基本方針を設定し、施策を展開していきます。

1. 自然環境の保全・緑化の推進
2. 公害等のない快適な生活環境の構築
3. 循環型社会の構築
4. 地球環境の保全・温暖化の防止
5. 環境教育・環境活動の推進

基本方針のもと、展開していく基本施策は以下の通りです。

基本方針		基本施策	
1	自然環境の保全・緑化の推進  	1	緑化・環境美化の推進
		2	公園の整備や自然生態系の保全・再生
2	公害等のない快適な生活環境の構築    	1	大気汚染の防止
		2	河川・地下水・土壌汚染の防止
		3	騒音・振動・悪臭の防止
		4	化学物質汚染防止と新たな汚染物質などの情報収集
3	循環型社会の構築   	1	省資源・リサイクルの普及・啓発の推進
		2	ごみの収集・処理体制の充実
		3	不法投棄対策の強化
		4	環境保全型農業の振興
4	地球環境の保全・温暖化の防止  	1	クリーンエネルギーや省エネルギー型設備・機器の普及促進
		2	公共交通の充実
5	環境教育・環境活動の推進  	1	環境に関する学習・啓発の促進
		2	環境保全活動の推進・連携強化

第7章 施策の推進



基本方針1 自然環境の保全・緑化の推進

【現状と課題】

森林や樹林がない本町は、田畑や果樹園、また公園などの緑が貴重な都市の緑となっています。これらの緑を守るとともに、自然環境を保護しながら緑を増やしていく施策が必要となります。住民と一体となった環境美化運動を推進するとともに、計画的に都市公園の整備を推進することが重要です。

また、本町は、かつて源氏ボタルの発生地として豊かな自然環境を有していました。一度は失われたこの自然環境を取り戻すために行われているホテルの幼虫放流などの活動を通して、自然環境の保全も推進していく必要があります。

【具体的な取り組み】

基本施策1 緑化・環境美化の推進

【町の取組】

- ①地域や各種団体との連携を図りながら、地域での環境美化活動や啓発活動を進めます。また、地域や事業所、学校、緑化重点地区などでの植栽や花づくり運動を進めます。(環境経済課)
- ②河川美化事業補助金交付要綱により、各地区が行う河川清掃を支援します。(建設課)
- ③各種イベントや大会などの機会を活用し、環境美化についてのPRや住民の意識高揚に努めます。(環境経済課)
- ④学校などでの環境美化教育を促進し、子どもの時から美しいまちづくりについての理解や関心を高めます。(教育委員会)
- ⑤生け垣推進補助制度の周知を図り、宅地周辺の緑化に努めるほか、幹線道路沿いへの花壇の設置や街路樹の植栽などを進めます。(都市整備課)
- ⑥町の木(乙女椿)や町の花(れんげ)の活用に努めます。(都市整備課・環境経済課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を保全する意義を学びます。 ・自然環境保全活動に参加します。 ・環境美化活動に参加します。 ・地元産の農産物などの優先的な購入に努めます。 ・生垣など宅地内緑化に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保全活動に参加します。 ・環境美化活動に参加します。 ・農業活動における環境負荷の低減を図ります。 ・事業所地内の緑化・保全・育成に努めます。

基本施策 2 公園の整備や自然生態系の保全・再生

【町の取組】

- ①開発行為に伴う公園・緑地整備を促すほか、近隣公園や街区公園の拡充に努め、身近な憩いの空間を確保します。（都市整備課）
- ②道路改良や公園などの整備に際しては、住民と行政が協議する機会などを増やし、住民参加による計画づくりに努めます。（都市整備課・建設課）
- ③利用者の意向を踏まえ、既存公園や広場の充実に努めるとともに、バリアフリー化などを進め、誰もが利用しやすい公園づくりに努めます。（都市整備課）
- ④維持管理コストの軽減を考慮した施設・設備の設置や植栽に努めると同時に、遊具などの安全管理や植栽の管理など、維持・管理の充実に努めます。（都市整備課・建設課）
- ⑤身近な公園の整備にあたっては、計画段階からの住民参加を進めるとともに、住民による管理制度（里親制度）の普及を促進します。（都市整備課）
- ⑥緑の基本計画に従って、計画的に公園の整備を進めます。（都市整備課）
- ⑦鎌田川や東花輪川などの河川改修などに合わせて、親水空間の確保を図ると同時に、公園や遊歩道などとの一体的な整備に努めます。（建設課）

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の環境美化活動に参加します。 ・「花いっぱい運動」に積極的に参加するなど、地域の緑化を推進します。 ・緑のカーテンの設置や生垣を作るなど、家庭の緑化に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の環境美化活動に参加します。 ・緑のカーテンの設置を推進します。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値(R2)	目標値 (*1)	達成年度
都市公園等の整備	一人当たりの都市公園面積	7.53 m ²	8.86 m ² 10.27 m ²	R7 年度 R17 年度

*1 緑の基本計画における都市公園の整備目標

○エコしょうわ 2017



基本方針 2 公害等のない快適な生活環境の構築



【現状と課題】

● 大気

山梨県では、大気常時監視測定局 12 局（一般環境大気測定局 10 局、自動車排出ガス測定局 2 局）を設け、大気の汚染状況を常時監視しています。本町の最寄りの一般環境大気測定局は、甲府市富士見の衛生環境研究所ですが、令和 2 年度では光化学オキシダント（Ox）を除き、すべての項目で環境基準を達成しています。

● 河川

山梨県は水質保全のため、公共用水域の水質測定を行っており、本町を流れる鎌田川は河川の環境基準（B 類型）に指定されています。令和 2 年度では、SS において 3 カ所、大腸菌群数では 23 カ所において環境基準を超えていました。BOD に関しては環境基準を満たしています。ダイオキシン類に関しても、同様に環境基準を満たしています。

また、本町では、町内を流れる河川について生活排水による汚濁の状況を把握することを目的に、10 カ所で水質調査を実施しています。令和 4 年 1 月の水質調査の結果をみると、大腸菌群数は 5 カ所で環境基準を満たしていませんが、BOD は 9 カ所で環境基準を満たしています。

河川等の公共用水域における水質汚濁の主な原因は、炊事、洗濯、入浴などの生活排水であり、水環境を保全するためには生活排水を適切に処理することが重要です。処理状況を表す指標（生活排水クリーン処理率）をみると、山梨県全体を上回っていますが、甲府市、中央市などの隣接市の水準には到達していません。

● 地下水

本町では、平成 19 年度から町内の 45 カ所の井戸水について「モニタリング井戸水質検査」を実施し、平成 22 年度からは半数ずつ隔年毎に測定を行っています。16 の水質検査項目のうち、水質基準を超える値が測定されたものに関しては、可能な限り毎年検査を行っています。不適合として判定された井戸は、全体の 2 割前後の水準で推移しています。

● 公害に対する苦情

公害等に対する苦情件数は、令和 2 年度は 5 件でした。本町の千人当りの苦情件数は 0.24 件で、山梨県全体の 1.12 件の 5 分の 1 となっています。また、町の千人当りの苦情件数は平成 28 年度の 0.25 件から令和 2 年度は 0.24 件と低下しています。

主な苦情の種類は、「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」、「騒音」、「悪臭」となってい

ます。

現在、町内では大気汚染や河川水質について大きな問題は発生していませんが、今後も生活排水や悪臭などへの監視・指導に努める必要があります。また、人口増加と都市化が進むことにより、夜間交通量の増加に伴う騒音など、都市・生活型公害に対する監視・指導を徹底することも必要です。

【具体的な取り組み】

基本施策 1 大気汚染の防止

【町の取組】

- ①大気の汚染状況についてのデータ収集と分析を実施し、監視・指導の強化に努めます。(環境経済課)
- ②関係機関、関連自治体と連携し、鉄道やバスの利便性向上に努めます。(環境経済課)
- ③低公害車の導入に努めます。(総務課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きを行わないようにします。 ・自家用車の利用を控え、公共交通機関を利用します。 ・近隣への外出は自転車、徒歩で行うよう努めます。 ・自家用車を用いる際には、エコドライブを実践します。 ・低公害車の購入に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質の排出基準を守ります。 ・従業員の通勤には自動車利用を減らし、公共交通機関の利用を推進します。 ・低公害車の導入に努めます。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値(R2)	目標値	達成年度
大気汚染に関する苦情の減少	苦情件数	0件	0件	各年度

基本施策 2 河川・地下水・土壌汚染の防止

【町の取組】

- ①河川や地下水、土壌などの汚染状況についての環境調査を定期的を実施し、監視・指導の強化に努めます。(環境経済課)
- ②井戸水の水質検査を継続するとともに、地下水位などを監視し、地下水の環境を適正に保つ取り組みを進めます。(環境経済課)
- ③地下水採取の適正化に関する条例の適正な運用により、過剰取水の抑制など地下水資源の保全を図ります。また、災害時の井戸の活用方策なども検討します。(環境経済課)
- ④浄化槽の適正管理や汚濁防止の啓発を行います。(環境経済課)
- ⑤生活排水クリーン処理率の向上を図ります。(下水道課・環境経済課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に分解され易い洗剤の利用など、水質汚濁防止を心がけます。 ・食用油の回収に協力します。 ・浄化槽の適正な管理を行います。 ・川にごみなどを流さないようにします。 ・地域の河川清掃や美化活動へ参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設を維持・管理し、排出基準を遵守します。 ・浄化槽の適正な管理を行います。 ・川を排水・ごみ等で汚さないよう、対策を講じます。 ・地域の河川清掃や美化活動へ参加します。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値	目標値	達成年度
水質汚濁に係る環境基準の達成	環境基準の不適合数	26件(R2)	0件	各年度
生活排水対策の推進	生活排水クリーン処理率	92.3%(R2)	100%(*1)	R7年度

*1 山梨県生活排水処理施設整備構想 2017 の目標値

基本施策3 騒音・振動・悪臭の防止

【町の取組】

- ①騒音や振動、悪臭などの監視や情報収集に努め、規制を越える行為についての指導を強化します。(環境経済課)
- ②苦情処理を適切に行います。(環境経済課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車の利用を控え、公共交通機関を利用するよう努めます。 ・自家用車を用いる際には、騒音等に留意します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所からの騒音・振動・悪臭発生を抑制します。 ・従業員の通勤には自動車利用を控えるよう促します。 ・自家用車や商用車を用いる際には、エコドライブの実践を促進します。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値(R3)	目標値	達成年度
騒音に関する苦情件数の低減	苦情件数	1件	0件	各年度
振動に関する苦情件数の低減	苦情件数	0件	0件	各年度
悪臭に関する苦情件数の低減	苦情件数	0件	0件	各年度

基本施策 4 化学物質汚染防止と新たな汚染物質などの情報収集

【町の取組】

- ①化学物質の状況把握に努め、工場・事業所に対して有害物質等の排出抑制に努めるよう啓発活動を行います。(環境経済課)
- ②関係機関との連携を図りながら、新たな汚染物質などに関する情報収集体制を強化します。(環境経済課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きは行わないようにします。 ・健康に害のある化学物質についての知識習得に努めます。
事業者 (生産者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン等が発生する焼却設備は使用しません。(*1) ・化学物質の排出を削減するよう努めます。 ・農薬、消毒薬の過度な使用はしません。

*1 ダイオキシンの大気汚染に係る環境基準は 0.6pg-TEQ/m³ 以下

基本方針 3 循環型社会の構築



【現状と課題】

本町の総ごみ排出量は、令和3年度では8,904tでした。平成24年度から令和3年度までの過去10年間の推移をみると、173t、約1.9%減少しましたが、この間、家庭系ごみは15.3%の増加、事業系ごみは27.1%の減少となっています。なお、1人1日当りの家庭系ごみ排出量は、令和元年度を境にコロナ禍の巣ごもり需要の影響で大幅に増加に転じましたが、令和2年度をピークに減少に転じています。

ごみの資源化率は、平成24年の20.7%から令和3年度の14.4%へと落ち込んでいます。これは、スーパーマーケットなどに設置される民間のリサイクルステーションが増加したこと、また媒体の電子化に伴う雑誌などが減ってきていることが影響していると考えられます。

現在、粗大ごみについては、業者委託等により廃棄指導・監視を実施していますが、未だに不法投棄が多いのが現状です。廃棄物の不適正処理や最終処分場の逼迫などの様々な問題が生じていることから、ごみの減量化と資源化をさら進めていく必要があります。

本町では、平成31年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、循環型社会の構築に向け、ごみの減量化、排出抑制に取り組んでいます。

また、不法投棄や資源の持ち去り防止と合わせて、地域やボランティアによるパトロールを進めるなど、監視体制の強化を図っていきます。

【具体的な取り組み】

基本施策 1 省資源・リサイクルの普及・啓発の推進

【町の取組】

- ①ごみ問題に関する学習機会を拡充し、住民や事業者の省資源・リサイクル意識の醸成に努めると同時に、リサイクル法などの関連諸制度の迅速な周知徹底に努めます。(環境経済課)
- ②住民や事業者へのリサイクル活動やグリーン購入の普及を促進します。(環境経済課)
- ③総合的な環境政策を進める過程の中で、住民と事業者、行政が一体となって、ごみの排出抑制や再資源化への取り組みを進めます。(環境経済課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	・エコマーク商品など環境に優しい商品の購入に努めます。 ・小型家電リサイクルに努めます。
事業者	・廃棄物の削減に取り組みます。 ・グリーン購入の徹底を図ります。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値 (R3)	目標値 (*1)	達成年度
家庭系ごみの減量化の推進	町民 1 人 1 日当り排出量	858 g/人・日	593 g/人・日	R10 年度
家庭系ごみ再資源化 (有価物・資源物の回収) の推進	再資源化率 (リサイクル率)	14.37%	20%	R10 年度
事業系ごみの排出量削減	1 日当り排出量	7.1 t/日	7.1 t/日	R10 年度

*1 昭和町一般廃棄物処理基本計画 (H31.3) の目標値

※事業系ごみの R3 年度排出量については、事業者の事業活動の停滞による一過性の結果とも読み取れるため、目標値は*1 に準ずることとします。

基本施策 2 ごみの収集・処理体制の充実

【町の取組】

- ①中巨摩地区広域事務組合清掃センターでの処理体制を充実し、焼却灰の有効利用などによる最終処分量の減量化を図るよう組合と協議します。(環境経済課)
- ②中巨摩地区広域事務組合清掃センター等への粗大ごみなどの直接搬入の拡大に努めるなど、ごみ収集の効率化を図ります。(環境経済課)
- ③県及び広域事務組合との調整を図りながら、最終処分場の計画的な確保を進めます。(環境経済課)
- ④住民のごみ出しマナーの向上に努め、ごみの分別収集を徹底すると同時に、必要に応じて資源ごみの品目拡大や分別事業の細分化を検討します。また、事業者の協力のもと、事業系ごみの分別収集や減量化を進めます。(環境経済課)
- ⑤自治会などとの連携を図りながら、地域での資源回収事業を支援すると同時に、ごみの分別の徹底により資源化品目の拡大・回収量の増加を図り資源リサイクルを進めます。(環境経済課)
- ⑥ごみ処理機購入費補助金の周知を図り、生ごみ処理機や剪定枝粉碎機、ぼかし、コンポストの普及を促進し、家庭ごみの減量化と堆肥化の促進を図ります。またその処理ルートの確保に努めます。(環境経済課)
- ⑦峡北、峡中、峡南地域の3ヵ所のごみ処理施設を1ヵ所に集約し、共同処理を行う体制の構築のため、「山梨西部広域環境組合」で具体的な検討を進めます。(環境経済課)

○エコしょうわ2017



【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコバックの使用を心がけます。 ・食品ロスの削減を行います。 ・生ごみの減量化・再資源化に努めます。 ・資源物分別の徹底を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減を行います。 ・生ごみの減量化・再資源化に努めます。 ・資源物分別の徹底を図ります。

基本施策3 不法投棄対策の強化

【町の取組】

- ①不法投棄への監視・早期除去を強化するため、関係機関との連携や環境保全推進協議会等の環境パトロールなどを促進します。(環境経済課)
- ②ポイ捨て防止等についての広報・啓発活動を強化します。(環境経済課)
- ③あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、空き地や荒廃農地の適正管理についての指導を進めます。(環境経済課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄は絶対に行わないようにします。 ・不法投棄を発見した際には、直ちに町に通報します。 ・空き地等の適正管理に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄は絶対に行わないようにします。 ・不法投棄を発見した際には、直ちに町に通報します。 ・空き地等の適正管理に努めます。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値 (R3)	目標値	達成年度
環境パトロールの実施	環境パトロールの実施件数	12件/年	12件/年	各年度

基本施策 4 環境保全型農業の振興

【町の取組】

- ①農業が自然循環機能の維持・保全に果たす役割や意義などについて、広報・啓発活動を進めます。また環境保全型農業の展開や環境にやさしい農業の推進を図り、美しい圃場景観を形成します。(環境経済課)
- ②地域との連携による農地保全のあり方など、農業の多面的機能の活用や環境との調和の方法などを検討します。(環境経済課)
- ③環境保全型農業に取り組む営農活動に対し、支援を行います。(環境経済課)
- ④認定農業者の育成などを通じ、農業の振興と担い手づくりに取り組みます。(環境経済課)
- ⑤遊休農地の活用を図り、緑地化を推進します。(環境経済課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農産物や農薬の少ない農産物の購入を心がけます。 ・農産物の収穫体験などに参加し、地域農業への理解を深めます。
事業者 (生産者)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度を活用し、健全な農地の維持に努めます。 ・地域農産物を商品などに活用します。 ・行政と連携し、学校給食での利用を心がけます。



基本方針 4 地球環境の保全・温暖化の防止

【現状と課題】

2011年（平成23年）の東日本大震災以降、国や自治体、企業は省エネルギーや自然エネルギーの導入に係る様々な取り組みを進めています。本町でも地球温暖化対策の推進を図るため、省エネルギーやグリーン購入などを進めています。

平成29年3月策定の「第二次昭和町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、基準年度を平成25年度とし、令和3年度には13%のCO₂排出量を削減するために、全庁挙げて省資源、省エネルギー等の運用改善を推進してまいりました。令和元年度のCO₂排出量は約2,195.2t-CO₂です。

町内の一般家庭に対しては平成18年度から太陽光システムの導入に対する補助金、平成24年度からは太陽熱温熱器に対する補助金を設け、これまで、補助金を用いて太陽光発電を導入した家庭は779戸、太陽熱温水器を導入した家庭は12戸に上ります。また、町内の2つの工業団地組合のヒアリングによると、団地内のほとんどの企業がISO14001を取得し、省エネルギー・省資源の環境経営を行っています。町としても、山梨県地球温暖化防止活動センターや先進的な取り組みを行っている町内事業者と連携し、環境問題についての啓発活動や環境学習の機会拡充を推進していきます。

なお本町は、令和2年7月に関東甲地域の73市町村とともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを宣言しました。それを実現すべく、令和3年10月22日に閣議決定された国の地球温暖化対策計画に準じ、令和12年度において、CO₂排出量46%削減（平成25年度比）を目指します。

【具体的な取り組み】

基本施策 1 クリーンエネルギーや省エネルギー型設備・機器の普及促進

【町の取組】

- ①地球温暖化対策実行計画について、毎年度の評価等を基に見直し、若しくは修正を行います。(環境経済課)
- ②公共施設等でのクリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及を促進し、温室効果ガスの削減に取り組みます。(環境経済課)
- ③家庭での太陽光発電システムの設置などクリーンエネルギー型設備の導入を促進するための補助金制度の拡充を検討します。(環境経済課)
- ④環境情報の提供や環境施策の実施を通じ、意識啓発を行います。(環境経済課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度を活用し太陽光発電システムの積極的な導入に努めます。 ・日常生活において、省エネルギー・省資源を進めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの積極的な導入に努めます ・高効率照明、高効率空調機の積極的な導入に努めます。 ・低燃費・低公害車の導入に努めます。 ・日常業務において省エネルギー・省資源などの運用改善を進めます。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値	目標値	達成年度
公共施設における二酸化炭素削減	二酸化炭素排出量	2,649.7 t-CO ₂ (H25)	46%削減 (*1)	R12 年度
家庭における太陽光発電システム等の導入推進	太陽光発電システム等の補助件数	42 件 (R3 単年)	450 件 (累積)	R9 年度までの累積

*1 国 地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）目標値

基本施策 2 公共交通の充実

【町の取組】

- ①沿線市町や関係団体が参加する身延線沿線活性化促進協議会を通じ、運行本数の増加や乗り継ぎの利便性向上などを要請し、鉄道の運行体制の充実に努めます。
(企画財政課)
- ②大型商業施設への利用者の利便性も含め、JR 東海との協議を進めながら、常永駅の整備を検討します。(企画財政課)
- ③リニア中央新幹線駅周辺の開発や事業動向の情報収集に努め、アクセス道路や環境整備について検討します。(総務課・企画財政課・都市整備課・環境経済課)
- ④赤字バス路線への補助や自主運営バスの運行を継続し、町内バス路線の運行体制の充実に努めます。(企画財政課)
- ⑤県や関係機関との協議により、バス停車場での道路拡幅を促進し、路線バスの定時運行や利便性の確保に努めます。(企画財政課)
- ⑥パーク・アンド・ライドを行いやすい環境を構築するため、駅周辺の整備など公共交通機関との連携に努めます。(企画財政課)
- ⑦ノーカーデーなどの取り組みを継続し、町職員が率先して公共交通機関の利用や自転車通勤などを行うよう努めます。(総務課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車の利用を控え、公共交通機関を利用します。 ・近隣への外出は自転車、徒歩で行くよう努めます。 ・自家用車を用いる際には、エコドライブを実践します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の通勤には自動車利用を減らし、公共交通機関利用、自転車利用を推進します。 ・自動車を用いる際には、エコドライブを実践します。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値 (H27)	目標値	達成年度
JR 国母駅乗降客数の増加	JR 国母駅乗降客数の増加	155,902 人	10%増加	R9 年度
JR 常永駅乗降客数の増加	JR 常永駅乗降客数の増加	138,377 人	10%増加	R9 年度

出典：都市計画基礎調査



基本方針 5 環境教育・環境活動の推進

【現状と課題】

身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境を保全していくためには、町民、事業者一人ひとりが環境保全に関心を持ち、日常生活や事業活動を見直し、環境負荷の低減と環境保全活動に取り組むことが重要です。

本町には、地域の環境保全活動を行っている町民グループや省エネルギーなどの環境経営を実践している企業がある一方で、地域の環境保全活動に取り組む町民は少ないのが実情です。

今後、環境保全活動を進めるためには、町民グループや事業者の活動を促進し、活動に意欲ある町民を巻き込んでいく必要があります。

【具体的な取り組み】

基本施策 1 環境に関する学習・啓発の促進

【町の取組】

- ①学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害などへの対策などの普及・啓発を進めます。(環境経済課)

- ②教育委員会との連携のもと、小中学校における環境教育や環境保全活動を推進します。また、小中学校職員向けの環境教室を開催します。
(教育委員会・環境経済課)

- ③町の歴史・文化や自然など、地域のことを良く知るための教育を推進し、まちづくりに子どもたちが参加しやすい学習機会の提供に努めます。(教育委員会)
- ④地球温暖化対策地域協議会などの活動を通じて、地球温暖化防止に向けた住民への普及・啓発活動を進めます。(環境経済課)

- ⑤環境に配慮した商品の購入や使い捨ての抑制、家庭での省エネルギーなどについての学習機会や広報・啓発活動を促進します。(環境経済課)

- ⑥廃棄物処理施設、自然エネルギー導入施設等の見学会を開催します。
(環境経済課)

- ⑦環境保全推進協議会によるリサイクル施設見学会への参加を促進します。
(環境経済課)

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域で子供と環境について話し合う機会を増やします。 ・環境関連教室、環境啓発イベントに参加し、環境保全の理解を深めます。 ・町が開催する省エネルギー、自然エネルギーなどの教室に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で、環境保全、省エネルギーなどの研修を行います。 ・事業所内で省エネルギーや省資源活動を実践します。 ・事業所内の環境担当者を、講師として町や地域の環境学習会に派遣します。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値 (R3)	目標値	達成年度
学校における環境学習会の開催	環境学習会 開催回数	1回	年1回以上の 開催	各年度
イベントなどにおける環境学習の推進	環境学習 開催回数	1回	年1回以上の 開催	各年度
環境見学会（リサイクル施設等）の開催	環境見学会 開催回数	1回	年1回以上の 開催	各年度
地域人材の養成 （環境教室）	環境教室 開催回数	1回	年1回以上の 開催	各年度

基本施策 2 環境保全活動の推進・連携強化

【町の取組】

- ①町内の事業者、団体（国母工業団地工業会、釜無工業団地協同組合、大型商業施設など）との連携を強化し、環境学習活動や環境保全活動を推進します。（環境経済課）
- ②環境に関するポータルサイトを整備し、環境保全、水質・その他の公害問題、ごみ、省エネなどの様々な分野の情報を提供します。（環境経済課）
- ③町民や環境団体（すっきりしょうわ、飯喰花の会、西条二区クラウンズ、昭和町源氏ホテル愛護会など）の取り組みをサポートするとともに、町民や環境団体が参加しやすい環境活動を企画実施します。（環境経済課）
- ④国・県・関係市町村・関係団体と連携して、地域環境のモニタリング調査等を継続的に行い、広域的な環境問題の解決策を講じていきます。（環境経済課）

【町民・事業者の役割】

主体	役割
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・町や地域で実施する清掃活動や環境保全活動に参加します。 ・家庭における資源やエネルギーの削減などを促進します。 ・家庭における子どもの環境学習を推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・町や地域で実施する清掃活動や環境保全活動に参加します。 ・地域での学習会に職員を講師として派遣するなど、地域協力を進めます。 ・自社における廃棄物、資源、エネルギーの削減など、環境負荷の低減に努めます。 ・職場における従業員の環境学習を促進します。

【目標】

取り組み方針	指標	実績値 (R3)	目標値	達成年度
町民連絡会議 (環境会議) の開催	環境会議 開催回数	1回	年1回以上の 開催	各年度
環境関連団体活動支援	情報交換会 開催回数	1回	2回/年	各年度
事業者連携プロジェクト 支援	情報交換会 開催回数	0回	2回/年	各年度

第8章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画で掲げた町の望ましい環境像を実現するためには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、連携・協力しながら、環境課題の解決に向けた具体的な取り組みを進めていくことが重要です。また、本計画が対象とする範囲や事業は多岐にわたるため、町の関係各課がそれぞれの事業や施策を横断的に調整・連携して施策を進める必要があります。

こうしたことから、既存組織の活用を図るとともに必要に応じて新たな組織をつくり、計画の実効性を高めるとともに、連携体制の強化を図っていきます。

(1) 昭和町環境審議会

町民・団体・機関の代表者、有識者などで構成する環境審議会では本計画の進捗状況について、客観的な視点から審議します。

町が計画の進捗状況を報告するとともに、計画の進行管理や環境施策についての意見などを求め、施策に反映します。

(2) 庁内検討会議（課長会議）

本計画の施策事業の実施に当り、各課の環境関連の施策事業の調整を行います。また、必要に応じワーキンググループ（係長会議）を置き、施策事業の検討・調整を行います。

(3) 事務局（環境経済課）

環境審議会、庁内検討会議の事務局として、町民や環境関連団体との連絡窓口の役割を担います。

また、本計画に係る施策事業等の実施状況、進捗状況や、情報・データの整理を行うとともに、年次環境報告などを広報・公表します。

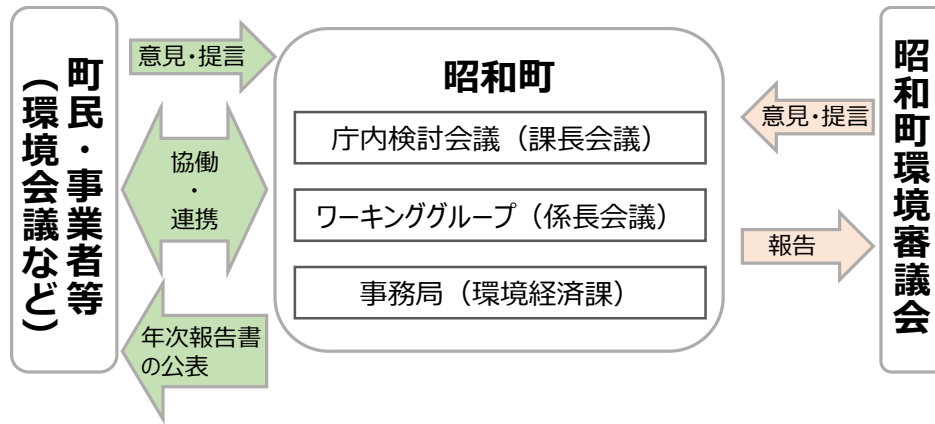
なお、昭和町地球温暖化対策実行計画の事務局の役割も担い、進捗管理を行います。

(4) 環境会議など

環境施策を総合的に実施するためには、教育機関、環境団体、事業者などとの連携が重要です。これら関係団体との連携強化を図るため、必要に応じて環境会議などを開催します。

本計画推進に当っては、県及び他の自治体とも緊密に連携・協力していきます。

○環境基本計画推進体制

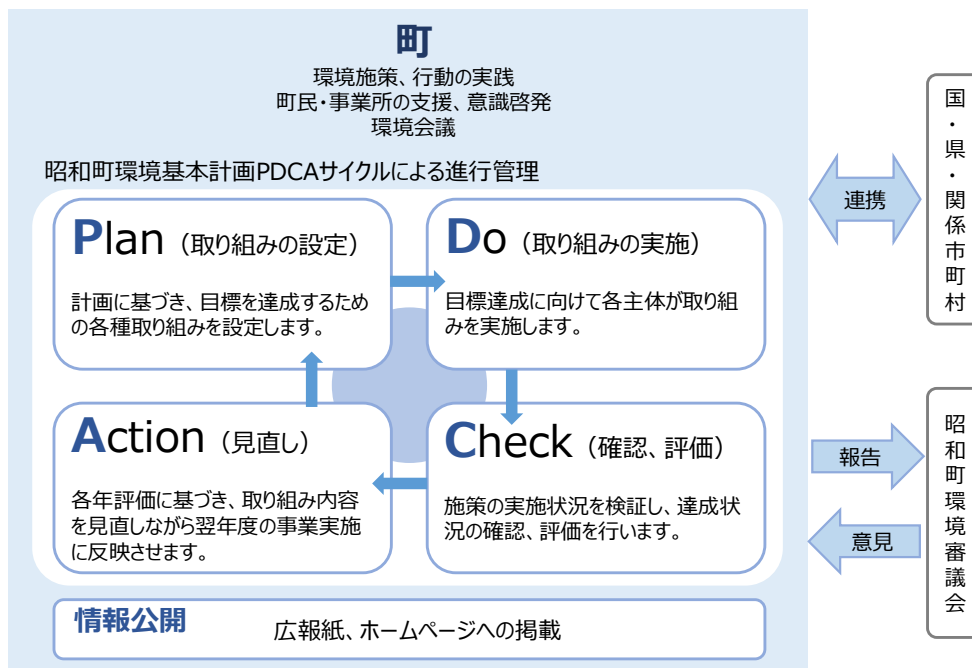


2. 進化管理

本計画を着実に実行していくため、PDCA サイクルの考え方にに基づき、計画どおりに実施できたかどうかを点検し、改善策を講じながら、必要に応じて各種環境施策の見直しを行うなどの環境基本計画 PDCA サイクルを実施していきます。

また、各施策で設定した目標値・指標を用い、客観的な進化管理ができる仕組みを構築します。

○環境基本計画進化管理概念図



3. 計画の周知、評価・点検結果の公表

本計画を実施し、効果を上げていくためには、町民・事業者の環境保全活動の理解と参画が不可欠であり、本計画の目的や取り組み内容を広く周知することが重要です。本計画については、町の広報紙やホームページ、環境イベントなどで情報提供を行います。

また、本計画の評価・点検を行い、その結果を「環境報告書」として年1回作成し、公表を行います。

○エコしよわ 2017





資料



具体的な取り組みの実施状況

実施状況 ●：実施済 ○：実施中 □：今後実施

※具体的な取り組みは、（当初計画）第6章の【具体的な取り組み】となります。

基本方針1 自然環境の保全・緑化の推進

基本施策1 緑化・環境美化の推進

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①地域や各種団体との連携を図りながら、地域での環境美化活動や啓発活動を進めます。また、地域や事業所、学校、緑化重点地区などでの植栽や花づくり運動を進めます。	(環境経済課)	○
②河川美化事業補助金交付要綱により、各地区が行う河川清掃を支援します。	(建設課)	○
③各種イベントや大会などの機会を活用し、環境美化についてのPRや住民の意識高揚に努めます。	(環境経済課)	○
④学校などでの環境美化教育を促進し、子どもの時から美しいまちづくりについての理解や関心を高めます。	(教育委員会)	○
⑤生け垣推進補助制度の周知を図り、宅地周辺の緑化に努めるほか、幹線道路沿いへの花壇の設置や街路樹の植栽などを進めます。	(都市整備課)	○
⑥町の木（乙女椿）や町の花（れんげ）の活用に努めます。	(都市整備課・環境経済課)	○

基本施策2 公園の整備や自然生態系の保全・再生

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①開発行為に伴う公園・緑地整備を促すほか、近隣公園や街区公園の拡充に努め、身近な憩いの空間を確保します。	(都市整備課)	○
②道路改良や公園などの整備に際しては、住民と行政が協議する機会などを増やし、住民参加による計画づくりに努めます。	(都市整備課・建設課)	○
③利用者の意向を踏まえ、既存公園や広場の充実に努めるとともに、バリアフリー化などを進め、誰もが利用しやすい公園づくりに努めます。	(都市整備課)	○
④維持管理コストの軽減を考慮した施設・設備の設置や植栽に努めると同時に、遊具などの安全管理や植栽の管理など、維持・管理の充実に努めます。	(都市整備課・建設課)	○
⑤身近な公園の整備にあたっては、計画段階からの住民参加を進めるとともに、住民による管理制度（里親制度）の普及を促進します。	(都市整備課)	○
⑥緑の基本計画に従って、計画的に公園の整備を進めます。	(都市整備課)	○

⑦鎌田川や東花輪川などの河川改修などに合わせて、親水空間の確保を図ると同時に、公園や遊歩道などとの一体的な整備に努めます。	(建設課) + 都市整備課	○
---	---------------	---

基本方針 2 公害等のない快適な生活環境の構築

基本施策 1 大気汚染の防止

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①大気汚染状況についての環境調査を定期的実施し、監視・指導の強化に努めます。	(環境経済課)	□
②関係機関、関連自治体と連携し、鉄道やバスの利便性向上に努めます。	(環境経済課)	□
③低公害車の導入に努めます。	(総務課)	○

基本施策 2 公園の整備や自然生態系の保全・再生

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①河川や地下水、土壌などの汚染状況についての環境調査を定期的実施し、監視・指導の強化に努めます。	(環境経済課)	○
②井戸水の水質検査を継続するとともに、地下水位などを監視し、地下水の環境を適正に保つ取り組みを進めます。	(環境経済課)	○
③地下水採取の適正化に関する条例の適正な運用により、過剰取水の抑制など地下水資源の保全を図ります。また、災害時の井戸の活用方策なども検討します。	(環境経済課)	○
④浄化槽の適正管理や汚濁防止の啓発を行います。	(環境経済課)	○
⑤生活排水クリーン処理率の向上を図ります。	(下水道課・環境経済課)	○

基本施策 3 騒音・振動・悪臭の防止

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①騒音や振動、悪臭などの監視や情報収集に努め、規制を越える行為についての指導を強化します。	(環境経済課)	○
②苦情処理を適切に行います。	(環境経済課)	○

基本施策 4 化学物質汚染防止と新たな汚染物質などの情報収集

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①化学物質の状況把握に努め、工場・事業所に対して有害物質等の排出抑制に努めるよう啓発活動を行います。	(環境経済課)	□
②関係機関との連携を図りながら、新たな汚染物質などに関する情報収集体制を強化します。	(環境経済課)	○

基本方針 3 循環型社会の構築

基本施策 1 省資源・リサイクルの普及・啓発の推進

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①ごみ問題に関する学習機会を拡充し、住民や事業者の省資源・リサイクル意識の醸成に努めると同時に、リサイクル法などの関連諸制度の迅速な周知徹底に努めます。	(環境経済課)	○
②住民や事業者へのリサイクル活動やグリーン購入の普及を促進します。	(環境経済課)	○
③総合的な環境政策を進める過程の中で、住民と事業者、行政が一体となって、ごみの排出抑制や再資源化への取り組みを進めます。	(環境経済課)	○

基本施策 2 ごみの収集・処理体制の充実

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①中巨摩地区広域事務組合清掃センターでの処理体制を充実し、焼却灰の有効利用などによる最終処分量の減量化を図るよう組合と協議します。	(環境経済課)	□
②中巨摩地区広域事務組合清掃センター等への粗大ごみなどの直接搬入の拡大に努めるなど、ごみ収集の効率化を図ります。	(環境経済課)	○
③県及び広域事務組合との調整を図りながら、最終処分場の計画的な確保を進めます。	(環境経済課)	●
④住民のごみ出しマナーの向上に努め、ごみの分別収集を徹底すると同時に、必要に応じて資源ごみの品目拡大や分別事業の細分化を検討します。また、事業者の協力のもと、事業系ごみの分別収集や減量化を進めます。	(環境経済課)	○
⑤自治会などとの連携を図りながら、地域での資源回収事業を支援すると同時に、ごみの分別の徹底により資源化品目の拡大・回収量の増加を図り資源リサイクルを進めます。	(環境経済課)	○
⑥ごみ処理機購入費補助金の周知を図り、生ごみ処理機や剪定枝粉砕機、ぼかし、コンポストの普及を促進し、家庭ごみの減量化と堆肥化の促進を図ります。またその処理ルートの確保に努めます。	(環境経済課)	○

⑦峡北、峡中、峡南地域の3カ所のごみ処理施設を1カ所に集約し、共同処理を行う体制の構築のため、「峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会」で具体的な検討を進めます。	(環境経済課)	○
---	---------	---

基本施策3 不法投棄対策の強化

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①不法投棄への監視・早期除去を強化するため、関係機関との連携や環境保全推進協議会等の環境パトロールなどを促進します。	(環境経済課)	○
②ポイ捨て防止等についての広報・啓発活動を強化します。	(環境経済課)	○
③あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、空き地や荒廃農地の適正管理についての指導を進めます。	(環境経済課)	○

基本施策4 環境保全型農業の振興

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①農業が自然循環機能の維持・保全に果たす役割や意義などについて、広報・啓発活動を進めます。また環境保全型農業の展開や環境にやさしい農業の推進を図り、美しい圃場景観を形成します。	(環境経済課)	□
②地域との連携による農地保全のあり方など、農業の多面的機能の活用や環境との調和の方法などを検討します。	(環境経済課)	□
③環境保全型農業に取り組む営農活動に対し、支援を行います。	(環境経済課)	□
④認定農業者の育成などを通じ、農業の振興と担い手づくりに取り組みます。	(環境経済課)	○
⑤遊休農地の活用を図り、緑地化を推進します。	(環境経済課)	○

基本方針4 地球環境の保全・温暖化の防止

基本施策1 クリーンエネルギーや省エネルギー型設備・機器の普及促進

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①地球温暖化対策実行計画について、毎年度の評価等を基に見直し、若しくは修正を行います。	(環境経済課)	○
②公共施設等でのクリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及を促進し、温室効果ガスの削減に取り組みます。	(環境経済課)	○
③家庭での太陽光発電システムの設置などクリーンエネルギー型設備の導入を促進するための補助金制度の拡充を検討します。	(環境経済課)	○
④環境情報の提供や環境施策の実施を通じ、意識啓発を行います。	(環境経済課)	○

基本施策2 公共交通の充実

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①沿線市町や関係団体が参加する身延線沿線活性化促進協議会を通じ、運行本数の増加や乗り継ぎの利便性向上などを要請し、鉄道の運行体制の充実に努めます。	(企画財政課)	○
②大型商業施設への利用者の利便性も含め、JR 東海との協議を進めながら、常永駅の整備を検討します。	(企画財政課)	○
③リニア中央新幹線駅周辺の開発や事業動向の情報収集に努め、アクセス道路や環境整備について検討します。	(総務課・企画財政課・都市整備課・環境経済課)	○
④赤字バス路線への補助や自主運営バスの運行を継続し、町内バス路線の運行体制の充実に努めます。	(総務課)	○
⑤県や関係機関との協議により、バス停車場での道路拡幅を促進し、路線バスの定時運行や利便性の確保に努めます。	(企画財政課)	□
⑥パーク・アンド・ライドを行いやすい環境を構築するため、駅周辺の整備など公共交通機関との連携に努めます。	(企画財政課)	○
⑦ノーカーデーなどの取り組みを継続し、町職員が率先して公共交通機関の利用や自転車通勤などを行うよう努めます。	(総務課)	○

基本方針5 環境教育・環境活動の推進

基本施策1 環境に関する学習・啓発の促進

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害などへの対策などの普及・啓発を進めます。	(環境経済課)	○
②教育委員会との連携のもと、小中学校における環境教育や環境保全活動を推進します。また、小中学校職員向けの環境教室を開催します。	(教育委員会・環境経済課)	○
③町の歴史・文化や自然など、地域のことを良く知るための教育を推進し、まちづくりに子どもたちが参加しやすい学習機会の提供に努めます。	(教育委員会)	○
④地球温暖化対策地域協議会などの活動を通じて、地球温暖化防止に向けた住民への普及・啓発活動を進めます。	(環境経済課)	○
⑤環境に配慮した商品の購入や使い捨ての抑制、家庭での省エネルギーなどについての学習機会や広報・啓発活動を促進します。	(環境経済課)	○
⑥廃棄物処理施設、自然エネルギー導入施設等の見学会を開催します。	(環境経済課)	○

⑦環境保全推進協議会によるリサイクル施設見学会への参加を促進します。	(環境経済課)	○
------------------------------------	---------	---

基本施策2 環境保全活動の推進・連携強化

具体的な取り組み	(担当課)	実施状況
①町内の事業者、団体（国母工業団地工業会、釜無工業団地協同組合、大型商業施設など）との連携を強化し、環境学習活動や環境保全活動を推進します。	(環境経済課)	○
②環境に関するポータルサイトを整備し、環境保全、水質・その他の公害問題、ごみ、省エネなどの様々な分野の情報を提供します。	(環境経済課)	○
③町民や環境団体（押原公園サポーターの会、すっきり昭和など）の取り組みをサポートするとともに、町民や環境団体が参加しやすい環境活動を企画実施します。	(環境経済課)	○
④国・県・関係市町村・関係団体と連携して、地域環境のモニタリング調査等を継続的に行い、広域的な環境問題の解決策を講じていきます。	(環境経済課)	○

昭和町環境基本条例

平成 29 年 3 月 25 日条例第 4 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本施策等（第 8 条—第 10 条）

第 3 章 環境の保全に関する施策（第 11 条—第 22 条）

第 4 章 推進体制の整備等（第 23 条—第 25 条）

第 5 章 補則（第 26 条）

附則

昭和町は、甲府盆地の中央に位置し、豊かな水資源に恵まれ、源氏ボタルが飛び交う町であり、近年は快適で利便性の高い都市機能を備えた田園都市として発展してきた。しかし、私たちの生活が便利で活力に満ちたものとなる一方で、資源及びエネルギーが大量に消費された結果、環境への負荷が増大し、地域の環境問題だけでなく、私たちの生命及び生活の基盤である地球の環境にまで影響を及ぼしている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために、恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、より良い環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

この認識のもと、町、町民及び事業者がそれぞれの役割分担のもとに、ともに手を携え協働して良好な自然環境と健全な社会環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全（良好な環境の創造を含む。以下同じ。）についての基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 協働 町、町民及び事業者が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、生かし合いながら環境における課題解決など共通の目的に向けて協力、連携することをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然との共生が実現されるよう、自然環境に配慮しながら行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、町、町民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働のもと、自主的かつ積極的な行動により行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、全ての者がこれを自らの課題としてとらえ、全ての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 町は、町民及び事業者が環境への理解を深め、かつ意欲を高めるため必要な措置を講じなければならない。
- 3 町は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等環境への負荷を減らすことに努めなければならない。

2 町民は基本理念に基づき、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 町、町民及び事業者は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、基本理念にのっとり、相互に連携し、理解と協力のもと、協働して環境の保全を推進するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本施策等

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる良好な環境の保全及び創造に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 町民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生物の多様性の確保を図りながら、緑地、農地、水辺等における多様な自然環境を、地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。

(4) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(5) 町、町民及び事業者が環境の保全に関し、協働して取り組むことができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、環境の保全のための長期的な目標、施策の方向及び指針、その他の重要事項を定めるものとする。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、昭和町環境審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者等の十分な意見が反映できるような措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表し、町民等に周知しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 町は、全ての施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めなければならない。

第3章 環境の保全に関する施策

(町民等の自発的な活動の促進)

第11条 町は、町民等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、廃棄物減量活動、その他環境の保全に活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等)

第12条 町は、町民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動が増進されるよう、環境の保全に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第13条 町は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設整備の推進)

第14条 町は、環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の快適な生活を確保するための施設の整備を推進するよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第15条 町は、生物の多様性と、良好な自然環境を確保するため、緑地及び水環境の保全に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成措置)

第16条 町は、町民等が行う環境への負荷の軽減のための施設整備、その他環境の保全に資する取組について必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第17条 町は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第18条 町は、環境への負荷又は公害及び生活環境が損なわれている旨の苦情等について、その内容に応じ、他の行政機関と連携し、適正な処理に努めるものとする。

2 町、町民及び事業者は、自らの活動において生活環境が損なわれている旨の苦情の申出があったときは、誠意をもって解決するよう努めなければならない。

(調査及び指導)

第19条 町長は、この条例に必要な限度において環境の保全に支障を及ぼすと認められるときは、関係人から必要な事項の報告を求め、又はその職員に設備その他の物件に立ち入らせ、調査及び指導をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第20条 町は、環境の状況の把握その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 町は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第21条 町は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第22条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第23条 町は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 町は、町民、事業者及び民間団体と連携し環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国及び県並びに他の地方公共団体等との協力)

第24条 町は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び県並びに他の地方公共団体等と協力して推進するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第25条 町は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 補則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

昭和町ごみのないきれいなまちにする条例

平成 18 年 12 月 13 日条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、町民等、事業者、土地所有者等及び町の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 空き缶、空き瓶、その他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他投げ捨てるによる散乱性の高いごみをいう。
- (2) ポイ捨て 道路、公園、広場、河川、学校その他の公共の用に供する場所並びに自己が所有し、又は管理する土地、建物等以外の場所（以下「公共の場所等」という。）に、ごみ等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 回収容器 ごみ等を回収するための容器をいう。
- (7) 販売事業者 事業者のうち、容器若しくは包装紙に収納した飲食物、たばこ、チューインガム等の飲食後又は使用後において散乱性の高いごみを生ずる物品を製造し、又は販売する者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬（所有者のある犬をいう。以下同じ。）の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (9) ふん害 飼い犬のふんにより、公共の場所等を汚すことをいう。

(町民等の責務)

第 3 条 町民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみ等は、家庭に持ち帰り、又は回収容器へ収納するなど、ごみ等の散乱を防止するよう努めなければならない。

2 町内に居住する者は、その居住する周辺地域においてごみ等の散乱を防止するため、相互に協力して意識の醸成を図るとともに、自らごみ等の清掃に努めなければならない。

3 町民等は、町長が実施する第 6 条に規定する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、ポイ捨ての防止に関して、従業員等に対し意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺地域において清掃活動の充実に努め、ごみの再資源化に協力しなければならない。

2 販売事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置及びその適正な管理に努めなければならない。

3 販売事業者のうち自動販売機を設置する販売事業者は、規則で定めるところにより回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

4 事業者は、町長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その所有し、若しくは占有し、又は管理する土地に、みだりにごみ等が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

2 土地所有者等は、町長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

(町の責務)

第6条 町長は、散乱ごみのない快適な町民生活を実現するため、ポイ捨て及びふん害の防止に関する措置、指導、町民意識の啓発及び高揚等必要な施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 町長は、町民が組織するごみ等の清掃活動を行う団体の育成及び活動の支援を行うものとする。

(禁止行為)

第7条 町民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(ポイ捨てをした者に対する命令)

第8条 町長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

(要請)

第9条 町長は、ごみ等が著しく散乱していると認められるときは、当該ごみ等を生ずる要因となった販売事業者又は土地所有者等に対し、ポイ捨てを防止するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(勧告)

第10条 町長は、販売事業者が第4条第3項の規定に違反していると認めるとき、若しくは前条の規定による要請に従わないとき、又は土地所有者等が第5

条の規定に違反していると認めるときは、当該販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 町長は、前条の規定による勧告を受けた販売事業者又は土地所有者等が、正当な理由がなく当該勧告に応じない場合において、ポイ捨ての防止を著しく阻害することになると認めるときは、当該販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(報告及び立入調査等)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、販売事業者に対して自動販売機及び回収容器の設置並びにその管理状況に関して報告を求め、又は町長の指定する職員（以下「指定職員」という。）に自動販売機が設置されている場所及び販売事業者の事業所に立ち入らせ、回収容器の設置及び管理の状況並びにごみ等の散乱防止に関する必要な調査及び指導をさせることができる。

2 前項に規定する立入調査を実施する指定職員は、その身分を示す証明書を携帯するとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 指定職員は、第1項に規定する立入調査の権限が、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(飼い主の遵守事項)

第13条 飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬を綱、鎖等につなぎ、制御できるようにすること。ただし、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年山梨県条例第41号）第10条ただし書きに該当する場合は、この限りでない。

(2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。

(3) 飼い犬のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。

2 町長は、飼い主が前項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

(過料)

第14条 第8条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。

2 第11条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。

3 第12条第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、1万円以下の過料を科する。

4 第13条第2項の指導に従わない者は、1万円以下の過料を科する。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(昭和町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例の廃止)
- 2 昭和町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例（昭和 59 年昭和町条例第 27 号）は、廃止する。

昭和町環境審議会条例

平成 15 年 12 月 22 日条例第 19 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、昭和町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的な事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求めて意見を聴き、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年度 昭和町環境審議会 委員名簿

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	環境省環境カウンセラー	保 坂 明 子
	(株)山梨県環境科学検査センター	中 込 純 一
関係団体の 役職員	区長会会長	田 中 邦 彦
	環境保健委員会会長	保 坂 良 宣
	農業委員会会長	佐 野 國 夫
	商工会会長	小 松 勝
	女性団体連絡協議会会長	秋 山 みよし
	山梨みらい農業協同組合理事	笹 本 孝
	人と環境すっきりしょうわ	河 西 芳 彦
関係行政機 関の職員	中北林務環境事務所 環境・エネルギー推進幹	花 形 英 男

(順不同 敬称略)

昭和町環境基本計画

改定日 令和5年3月

発行 昭和町

事務局 昭和町環境経済課

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2

TEL 055-275-8355 FAX 055-275-5250